



第5章 被災者支援の取り組み

- 1 避難所
- 2 物資の提供等と生活支援
- 3 支援情報の発信
- 4 保健・医療の活動
- 5 住宅再建への支援
- 6 災害廃棄物への対応
- 7 子育て世帯への支援
- 8 児童・生徒への支援
- 9 高齢者・障がい者への支援
- 10 見守り・相談支援等事業
- 11 被災農業者への支援
- 12 被災中小企業への支援
- 13 被災者・被災企業への制度的支援
- 14 追悼式

第5章 被災者支援の取り組み

1 避難所

1 避難所の開設

7月6日11時30分に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、市内30か所の避難所を開設した。その後も、避難情報の対象区域の拡大や避難勧告・避難指示（緊急）の発令に伴い、避難所を順次開設。その約5か月後、12月13日早朝にまきび荘の避難者が退所したことにより、全ての避難所を閉鎖した。

(1)避難情報に伴い開設した指定避難所

日 時	開設避難所
7月6日	11:30 倉敷：新田中学校、粒江幼稚園、葦高小学校、南中学校、天城小学校、多津美中学校、中庄小学校、菅生小学校 児島：下津井中学校、琴浦東小学校、琴浦西小学校、唐琴公民館、琴浦公民館、味野小学校、赤崎小学校、児島小学校、緑丘小学校、本荘公民館、郷内公民館 玉島：玉島黒崎公民館、玉島南小学校、上成小学校、乙島小学校、柏島小学校、玉島西中学校、 水島：連島東小学校 船穂：船穂小学校 真備：岡田小学校、菌小学校、二万小学校
	18:30 倉敷：県立天城高等学校（天城小学校は閉鎖）
7月7日	0:00 倉敷：中洲小学校・万寿小学校・倉敷東小学校・東中学校・菅生小学校校舎の3階以上、イオンモール倉敷の立体駐車場
	4:00 水島：第一福田小学校・福田中学校・福田南中学校校舎の3階以上



岡田小学校(7月7日)



岡田小学校(7月8日早朝)



段ボールベッドと間仕切りを設置した菌小学校
(7月20日)



倉敷東小学校

(2)自主的に避難された方を受け入れた指定避難所

7月8日までに避難者が退所し、閉鎖した。

開設避難所
倉敷：倉敷西小学校、老松小学校、万寿東小学校、大高小学校、倉敷南小学校、中島小学校、庄小学校、倉敷第一中学校
水島：連島北小学校

※倉敷西小学校は、7月8日以降も真備地区の被災者を受け入れるために開設。

(3)真備地区の被災者を受け入れるために開設した他地区の指定避難所

浸水被害に対応できる真備地区内の指定避難所は3か所のみであったため、既に開設していた玉島地区、船穂地区の避難所に加え、倉敷地区、水島地区、総社市の避難所で避難者、救助された方の受け入れを行った。

なお、9月3日から小中学校の2学期が始まるため、避難所となっている体育館や教室・運動場等を開放し学校生活が円滑に行えるよう、倉敷、水島、玉島、船穂の4地区の避難所の再編を行った。



自衛隊の入浴支援として「松戸の湯」が校庭に設置された第二福田小学校

開設避難所
倉敷：倉敷東小学校、倉敷西小学校
水島：第二福田小学校、第四福田小学校、第五福田小学校、水島小学校、神亀小学校、連島南小学校、水島中学校、連島中学校、連島南中学校

※7月10日に健康福祉プラザ体育館（11月18日まで）、8月19日にまきび荘（12月13日まで）、8月30日に船穂公民館（11月30日まで）を追加して開設した。

※第四福田小学校、神亀小学校、連島中学校は避難所として開設したが、避難された方はいない。



まきび荘



船穂公民館

また、総社市が開設し真備地区の避難者が避難した避難所等には、7月9日から順次、倉敷市職員を派遣して避難所運営に当たった。11月13日までに真備地区からの避難者は退所した。

開設避難所

総社市役所西庁舎、勤労青少年ホーム、北公園、中央公民館、吉備路アリーナ、サンワーク総社、西公民館、山手公民館、清音公民館、清音福祉センター、吉備路クリーンセンター（総社広域環境施設組合）

(4)地域の方が自主的に開設・運営された避難所

蓮花寺、熊野神社、今仙電機製作所（岡山工場）、上有井公民館、石田公会堂、広江中央公民館等のコミュニティ施設等、様々な民間施設等が地域の避難所として開設され、自主的に運営された。



熊野神社(真備町尾崎)



上有井公民館(真備町有井)

(5)配慮が必要な方を受け入れた避難所

くらしき健康福祉プラザ体育館に、高齢者や障がい者など配慮が必要な方を受け入れる避難所を開設。避難者の疾患や感染症の予防対策等を考え、少人数で落ち着いた空間を確保できるよう配慮した。隣接する保健所からは保健師が巡回訪問し、避難者の健康状態・精神状態の把握に努めた。

また、2学期の開始に伴い、避難所となっている学校施設を開放するため、小中学校の避難所に避難されている方々の協力を求め、くらしき健康福祉プラザに移動していただくことになり、くらしき健康福祉プラザには2か所の避難所が、開設されることとなった。

避難所には、葦高小学校区町内の有志、栄養改善協議会、グリーンコープ等から、連日、ボランティアとして炊き出し等の支援をいただいたほか、岡山大学の学生ボランティアが約1か月にわたり避難所運営のサポートに当たった。また、京都府災害ボランティアセンターから派遣されたボランティアには、避難者の精神面のサポートを担っていただいた。



保健師の健康管理活動
(くらしき健康福祉プラザ)

避難所利用者の多くは日常的に支援が必要な状態であり、担当職員は、日々、避難者への声掛けや、体調不良の避難者の病院への付き添いなども行った。また、避難所の退所に当たっては、仮設住宅関係部署との調整、被災者支援の申請の援助、家電製品等の新生活に必要な買い物の付き添いなど、保健師や担当職員が、様々な支援を行った。

①期間：7月10日～11月18日

②施設：くらしき健康福祉プラザ体育館・201 研修室

③利用者：24人（最大）・・・配慮の必要な避難者

(6)ペット同伴者専用の避難所

ペットとともに避難される場合には、同行避難を基本としているが、避難所での生活が長期化したことや避難者からの要望もあり、この度の災害では特例的にペットを同伴できる避難所を穂井田小学校に開設した。避難所の運営に当たり、ペットはケージに入れる、ケージから出す時はリードを付けるといったことや、避難所内での糞尿の処置方法など、ペットとともに生活するうえでのルールを避難者同士で共有するようにした。

また、避難所の利用者の方には、校内や通学路でのペットの散歩などが、児童の学校生活や児童クラブ活動に支障とならないよう、細心の注意を払っていただいた。

ペット同伴者専用の避難所を利用された方のペットは、犬と猫のみであった。

①期間：平成30年7月21日～平成30年10月1日

②施設：穂井田小学校（体育館）

③利用者：26人（最大）



ペット避難所内の様子



支援物資(ペット用品)

[避難者数の推移（原則朝7時時点での集計）]

7月			8月			9月			10月			11月			12月		
日	避難者	避難所	日	避難者	避難所	日	避難者	避難所	日	避難者	避難所	日	避難者	避難所	日	避難者	避難所
-	—	—	1	2,073	29	1	783	23	1	388	13	1	103	8	1	18	1
-	—	—	2	2,031	29	2	723	16	2	339	11	2	90	8	2	18	1
-	—	—	3	2,013	28	3	631	16	3	331	11	3	90	8	3	18	1
-	—	—	4	1,998	28	4	616	16	4	331	11	4	86	8	4	18	1
-	—	—	5	1,986	27	5	612	16	5	331	11	5	77	7	5	17	1
6	257	30	6	1,958	27	6	594	16	6	322	11	6	75	7	6	17	1
7	約5,500	72	7	1,921	27	7	594	16	7	319	11	7	75	7	7	17	1
8	約3,800	50	8	1,885	27	8	588	16	8	310	11	8	75	7	8	10	1
9	3,675	37	9	1,867	27	9	561	16	9	262	11	9	71	7	9	10	1
10	2,565	32	10	1,833	27	10	530	15	10	261	11	10	71	7	10	10	1
11	2,621	33	11	1,783	26	11	524	15	11	257	11	11	62	7	11	10	1
12	2,621	33	12	1,685	26	12	516	15	12	252	11	12	56	7	12	4	1
13	2,555	33	13	1,629	26	13	514	15	13	242	11	13	54	7	13	0	0
14	2,559	33	14	1,595	26	14	512	15	14	244	11	14	43	7		13日早朝退所	
15	2,568	33	15	1,494	26	15	508	15	15	216	9	15	43	7	-	—	—
16	2,539	33	16	1,460	26	16	497	15	16	213	9	16	43	3	-	—	—
17	2,626	33	17	1,345	26	17	483	14	17	213	9	17	41	3	-	—	—
18	2,604	33	18	1,293	25	18	464	13	18	210	9	18	40	3	-	—	—
19	2,560	33	19	1,252	26	19	458	13	19	207	9	19	33	2	-	—	—
20	2,441	32	20	1,163	26	20	455	13	20	209	9	20	33	2	-	—	—
21	2,428	32	21	1,135	26	21	456	13	21	203	9	21	33	2	-	—	—
22	2,391	31	22	1,119	26	22	450	13	22	193	9	22	31	2	-	—	—
23	2,306	31	23	1,102	26	23	446	13	23	193	9	23	30	2	-	—	—
24	2,289	31	24	1,085	26	24	438	13	24	179	9	24	30	2	-	—	—
25	2,306	31	25	1,066	26	25	432	13	25	179	9	25	27	2	-	—	—
26	2,256	31	26	1,015	25	26	425	13	26	172	9	26	27	2	-	—	—
27	2,236	31	27	992	25	27	419	13	27	167	9	27	27	2	-	—	—
28	2,224	31	28	938	24	28	418	13	28	166	9	28	27	2	-	—	—
29	2,219	30	29	913	24	29	406	13	29	162	9	29	27	2	-	—	—
30	2,210	29	30	891	26	30	401	13	30	148	9	30	26	2	-	—	—
31	2,174	29	31	854	24	-	—	—	31	146	9	-	—	—	-	—	—

- ア 7月6日は、21時（6日11時30分避難所開設）時点の集計。
- イ 7月7日は、7日に開設されていた避難所の集計。
- ウ 7月7・8日は、7時に直近の時刻の避難者数（推計値を含む）の集計。
- エ 7月9日（8：00）、10日（12：00）、11日（18：00）、12日（6：00）、14日から17日（8：00）、18日（11：00）の時点の集計。
- オ 7月7・8日の避難所数には、真備地区等からの避難者の移動や高梁川の越水に備えて開設したが、避難者が来なかった避難所を含む。
- カ 避難者数が不明のものは、集計に加えていない。
- キ 災害協定に基づく「福祉避難所」は含んでいない。

2 福祉避難所利用に係る協定に基づく福祉避難所

福祉施設等（35施設）と福祉避難所の協定を結んでおり、保健師等から避難所での生活において特別な配慮を要する人がいるとの報告を受けた場合等に、協定締結施設に連絡し、受け入れを依頼。

また後日、施設を訪問して、利用者や施設職員への状況確認等を実施した。

(1)期間：平成30年7月7日～平成30年12月22日

(2)施設数：14施設

(3)利用者数：38人

3 宿泊施設提供事業

岡山県と旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定に基づき、避難所での生活に特別な配慮が必要な方に対して、旅館やホテルの宿泊施設の提供を行うもので、宿泊施設の利用料金は、岡山県が負担。

(1)期間：平成30年7月9日～平成30年11月10日

(2)延べ利用者数：5,926人（うち倉敷市在住者 5,831人）

4 避難所の環境整備

(1)クーラー・冷蔵庫等の設置

発災直後の7月10日以降、経済産業省からのプッシュ型支援でクーラーや冷蔵庫等の電化製品の提供があった。

市では、各避難所に配布、設置するとともに、なお不足する物品を購入・リースで確保に当たったが、企業・個人から寄付での提供も数多く寄せられた。



設置された業務用クーラー(第二福田小学校)



設置された冷蔵庫(第二福田小学校)



洗濯機とスポットクーラー(菌小学校)

[経済産業省等からの主な支援物資（電化製品）]

物 品	業務用 クーラー	スポット型 クーラー	冷蔵庫	洗濯機	乾燥機付 き洗濯機	電子レンジ	高圧洗浄機
個 数	98	117	42	10 (市:30)	16	28	60

(2)段ボールベッドの設置

避難所に避難された方々には、体育館や教室等の床の上にマットを敷いて、日常生活していただいていたが、長期の避難が必要となり、心身両面の負担軽減やエコノミー症候群の予防など、避難所の生活環境の改善のため、経済産業省、日本赤十字社等の支援を受けて、すべての避難所に段ボールベッドを設置した。

7月10日に真備総合公園体育館に物資・機材が搬入され、真備地区の避難所から設置を始め、7月12日から菌小中学校で設置準備に取りかかり、7月13日に二万小学校、7月15日に岡田小学校で設置を完了した。その後、水島・玉島・船穂地区の避難所に、順次設置していった。

段ボールベッドの設置とともに、避難者のプライバシーを確保するため、家族を単位として仕切ることとし、専門家の指導のもと、柱（段ボール製）と布で間仕切りを設置した（一部の避難所においては、避難者の話し合いにより、間仕切りを設置していない）。

段ボールベッド及び間仕切りの導入は、起きたり座ったりが楽になる、家族の占有場所が明示され安心できる、床のほこり等を吸い込まないなど、プライバシーの確保や、飛沫等が遮られ感染症対策に有効など、避難所における生活環境の改善に著しく有効であった。

(3)シャワーユニット、仮設トイレ・手洗い場等の設置

自衛隊の入浴支援や民間の入浴施設の支援を受けていたが、生活環境の改善のため、避難所にもシャワーユニットを設置するとともに、大勢の方が避難してきたことにより、トイレ、手洗い場が不足する避難所には、順次、仮設トイレ・仮設手洗い場を設置していった。



段ボールベッド設置前(岡田小学校)



段ボールベッド・間仕切り設置後(岡田小学校)



間仕切り内部の様子(菌小中学校)



設置されたシャワーユニット
(第二福田小学校)

[シャワーユニット設置数]

設置場所	倉敷東小学校	連島南中学校	第二福田小学校	第五福田小学校	岡田小学校	蘭小学校	二万小学校
設置数	2基	2基	2基	2基	2基	2基	2基



設置された仮設トイレと手洗い場(岡田小学校)

また、静岡県富士市等から支援を受けたトイレトレーラーを、避難所として開設していた二万小学校(7月10日)、第二福田小学校(7月12日)に設置していただいた。

復旧の状況などに応じて、設置場所を変えて活用した。



トイレトレーラー(第二福田小学校)

(4)郵便ポスト、公衆電話、Wi-Fi環境等の提供

避難所には、仮設の郵便ポストが設置され、避難所から郵便物の発送をすることができ、転送手続により郵便物も避難所まで配達された。また、NTTとの協定により特設公衆電話が設置され、避難所利用者は無料で電話の利用ができた。

携帯電話事業者の協力により、避難所にWi-Fi環境や携帯端末の充電装置が整えられ、避難所利用者は、情報の収集や家族・知人との連絡を取ることが円滑にできるようになった。



携帯電話充電装置



仮設の郵便ポスト

5 避難所での食事の提供

被災直後の7月9日から避難所を中心に被災者への食事提供を開始した。ボランティア等が提供する炊き出し以外の食事は、連日類似したおにぎりやパン、弁当、缶詰、インスタント食品であったため、長期化する被災者への栄養面、健康面への配慮、精神的なストレス緩和に向けた対応が必要であった。

そのため、7月下旬に物資、食事に関する課題を解決するためプロジェクトチームを企画財政局に設置。管理栄養士を配置し、改善を実施した。

被災地では、食中毒などの発生抑制が重要なポイントとなるため、まず、安全衛生面、品質管理面への配慮から、冷房や氷、保冷剤等で温度管理を行ったほか、真備地区をはじめとする各拠点に、食事を適正な温度で保管するためのプレハブを設置するなど、食事を適正に管理する体制を整え、提供した約5か月間（7月9日～12月13日）、食中毒の発生はゼロであった。

食事は避難所に対して1日に2回の配送を行い、朝食と昼食はおにぎりやパン、夕食は弁当を提供した。

被災直後、3～4千人分の朝食・昼食（おにぎり・パン）を提供可能な事業者は、大手コンビニチェーンだけであり、品質管理、温度管理の観点から、納品される種類も限定され、避難所等への直送が叶わなかったため、一度、本庁の西分庁舎（市民活動センター）に配送され、市職員が早朝4時より受け入れ、仕分け、保管、配送を行った。

夕食は、地域ごとに弁当業者等が分担して配送、提供した。

その他、避難所等で配布する食料品について、随時、見直しを行い、牛乳や野菜ジュース、果物の缶詰等、栄養面、健康面で改善を行ったほか、子ども用のレトルト食品、インスタント食品、缶詰についてもバリエーションを増やすなど、食事における精神的なストレス緩和を図るとともに、企業等から支援を受けた様々な支援物資についても随時、被災者に配布した。



食事を適正な温度で保管するためのプレハブ(二万小学校)



栄養面、健康面に配慮した食事



避難所での食料の提供の様子(岡田小学校)

避難所では、避難所内外の被災者に食事の提供を行ったが、9月の学校再開に伴い、避難所外の被災者には、公民館分館などで食事の提供を行うこととした。

公民館分館などでの食事の提供は11月15日、避難所での食事の提供は12月13日まで実施した。



物資・食事等の配布場所(岡田小学校)

6 避難所運営

(1)運営体制

開設当初の避難所には、あらかじめ定められた担当職員を配置していたが、想定を超える災害で、多くの方が避難されてため、避難所運営の状況を確認し、応援職員を派遣。さらに、総務省の対口支援、中核市災害相互応援協定等により、他自治体からの短期応援職員が派遣され、役割分担や勤務の順番を決め避難所運営に携わっていただいた。

また、避難所運営の長期化に伴い、避難所担当職員を本来業務から切り離し、避難所運営業務に集中させるため、真備地区、水島地区の一部の避難所には、7月29日から1避難所に、課長級等の職員2人をリーダー、係長級の職員4人をサブリーダーとして交代で常駐させる「リーダー・サブリーダー制」を実施した。

なお、町内会やPTA、ボランティア、社会福祉協議会、NPO団体の方、他にも、毎日避難者の健康状態の見守りに来られる保健師や、盗難・不審者対策で巡回されていた警察署員、避難所となった小中学校の教員等、多くの方に支えられて避難所が運営された。

[菌小学校避難所の例 (8月1日)]

避難所となった菌小学校には、体育館及びほとんどの一般教室に209人が避難。市職員32人、応援職員33人の合計65人が、ローテーションを組んで避難所運営に当たった。

	一日当たり		備考
	昼	夜	
市職員	8人	2人	一日当たり内訳(昼)：リーダー1人、サブリーダー2人、ローテーション勤務職員5人
他自治体応援職員	15人	2人	応援職員内訳：東京都(22人)、八戸市・前橋市・高崎市・豊田市・岡山県(各2人)、備前市(1人)
合計	23人	4人	

(2)男女共同参画の視点に立った避難所運営
市男女共同参画課職員が、内閣府「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応」をもとに、男女共同参画の視点に立った避難所運営に当たった。



避難所に設けた女性専用の洗濯干場

①避難所の運営（環境）改善

男女共同参画担当課が、各避難所を回り、女性や子ども等の視点から、避難生活における困りごとや不足物資を聞き取った。

②支援物資の提供

全国の女性団体、女性センター、企業の協力のもと、女性や子どもの様々なサイズの下着や、妊婦服、防犯ブザーの提供を受け、配布を行った。



全国から届けられた女性に向けた支援物資

③性犯罪防止及び相談窓口の周知

ア 性被害・性暴力・DVリスクに備え、啓発及び相談先を周知するチラシを、長期にわたって開設した全避難所（市内20か所）へ配布、掲示板に貼付。

イ DVに関する相談カードを避難所の女子トイレに設置するとともに、女性用個室トイレ及びシャワー室用に防犯ブザーを配布した。

避難所で掲示した啓発チラシ

(3)教育委員会の避難所支援

小中学校に開設されている避難所において、7月20日から8月26日までの間、当該校の教職員及び他の学校の教職員が交代で避難所担当業務を行った。

また、真備地区内の公民館・分館において、7月27日から8月24日まで避難所（者）支援として生活物資配布等の業務を、教職員も担当した。

2 物資の提供等と生活支援

1 全国からの支援物資の受け入れ及び配布

(1)緊急支援物資

被災者用の毛布・水・食料・着替え・タオルなどが大量に必要となったため、市長が7月7日、全国市長会・中核市市長会に緊急に依頼し、7月10日までの間に、全国の自治体から毛布（約25,000枚）、水（約45,000本）、食料（約132,000食）、タオル（約13,000枚）等の支援をいただいた。



全国から寄せられた救援物資(真備総合公園体育館)

また、被災直後から、国や他の自治体・多くの団体等から緊急支援物資の支援をいただいた。その後も食料・衣料品等の支援物資が続々と届けられた。



物資の提供(7月11日、真備総合公園体育館)



救援物資の提供(岡田分館)

緊急支援物資や市が災害救助法に基づき調達した食料品（飲料水・レトルト食品等）、日用品等を真備総合公園体育館、避難所、公民館分館等で配布するとともに、物資等を載せた広報車と搬送車で、真備地区内の被災地を巡回し、物資等を配布した。

(2)秋冬物支援物資の受け入れ

被災された方の多くが、避難所から借上型・建設型仮設住宅や、自宅での生活を始めているなか、夏から秋へと季節の変わり目を迎えていることから、秋冬物の衣料品や食器など身の回りの品について、市民の皆さまなどから提供いただき、被災者の方々にお渡しすることにより、物資面における生活再建に資するとともに、物資を提供いただいた皆さまの応援する思いを届けることとした。9月16日から27日までの12日間、市役所本庁舎西側の市民活動センターにて、秋冬物の衣料品や食器などの生活用品を対象に支援物資を受け入れた。市内をはじめ、全国から持参あるいは郵送により、大量の支援物資が寄せられた。



秋冬物の衣料品や日用品等の物資の提供(真備支所)

(3)真備支所での配布

9月28日から10月7日までの9日間（9月30日は台風接近により警報が発令されたため配布休止）、受け入れた支援物資を真備支所1階にて10時から16時までの間で、被災された約4,000世帯の方に、合計で約12万点の支援物資を配布した。

- ①配布会場の真備支所は、1階部分が浸水被害を受け、その後消毒済であったが、1階は照明が壊れていたため、投光器を配置して対応した。
- ②整理券を配布し、1回の配布時間を30分（物品を選び、持ち出す時間20分、物品を並べ変える時間10分）とし、配布各回において、均等に物品展示できるように配慮した。混雑を避けるため、1回の入場は約50世帯（1世帯1カート）とした。
- ③パソコン3台の3系統で来場者の受け付けを行い、り災証明を確認後、簡易システムに入力し、重複して配布することがないように実施した。

2 入浴支援

発災直後から、自主的に入浴施設が被災者を対象に、入浴の無料開放や利用料の割引を行っていただいた（一部は岡山県の入浴支援事業により実施）。

- (1)期間：7月8日～12月12日（利用期間は、施設によって異なる。）
- (2)協力入浴施設：浅口市健康福祉センター、えびす湯、OSK スポーツクラブ総社、岡山桃太郎温泉、粟井温泉あしもり荘、吉備カントリークラブ、クオーレ倉敷、倉敷国際ホテル、くらしき山陽ハイツ、里庄町老人福祉センター、天然温泉蔵のゆ、国民宿舎良寛荘、サントピア岡山総社、スポーツアミューズメントドーム プレゴ、瀬戸大橋温泉やま幸、瀬戸大橋スパリゾート、ホテルセントイン、民宿 中塚、旅館鶴形、レスパール藤ヶ鳴、鷺羽山グランドホテル備前屋甲子、鷺羽ハイランドホテル、有鄰庵、由加山温泉ホテル山桃花

3 移動支援

被災者の移動手段を確保するために、無料で利用できる巡回バスを運行。真備地区で被災し、倉敷地区・水島地区・玉島地区及び船穂地区で避難所生活を送っている方の自宅の片付けのための往復や、医療機関への通院、役所への再建手続き、入浴などの被災者の再建を交通の面から支援した。



真備地区の避難所から市役所本庁へ運行する支援バス

(1)被災者移動支援バス

①水島地区及び玉島地区の避難所から真備地区へ運行

概要：水島・玉島地区の避難所から真備地区の自宅の後片付け等の支援

期間：7月17日～8月31日（1日1往復）

利用者数：延べ584人

②真備地区から市役所本庁へ運行

概要：真備地区の避難所から市役所本庁へ、各種相談や申請等の支援

期間：8月1日～8月31日（1日1往復）

利用者数：延べ17人

③集約された避難所から真備地区へ運行

概要：避難所の再編に伴い、くらしき健康福祉プラザや船穂公民館の避難所から真備地区の自宅や医療機関への通院等の支援

期間：9月4日～11月18日（1日1往復）

利用者数：延べ228人

(2)まび復興支援バス

真備地区内の住民の方の移動を支援するため、真備地区内の避難所や井原鉄道の駅、支所、医療機関、スーパー等を循環するバスを運行

期間：8月1日～12月29日（1日4便）

利用者数：延べ412人

※運行休止していた真備地区コミュニティタクシーが、平成31年1月4日に全面再開したことにより、まび復興支援バスの運行を終了

(3)入浴支援バス

真備総合公園体育館駐車場で行われた自衛隊による入浴支援や、岡山県の入浴支援事業への協力入浴施設等への交通手段を確保するため、避難所から利用人数に合わせ、大型・中型・マイクロバス、タクシーを借り上げ、市内外の指定の入浴施設へ無料で送迎を行った。この間、延べ4,000人を超える方が利用した。

ルート	協力入浴施設	期間	避難所
真備総合公園ルート	自衛隊設置風呂(真備総合公園)	7月13日～7月27日	岡田小学校、菌小学校
		7月28日～8月11日	穂井田小学校、菌小学校
良寛荘ルート	良寛荘	7月10日～11月30日	二万小学校、船穂小学校、船穂公民館、上成小学校、乙島小学校
水島ルート	スポーツアミューズメントドームプレゴ	7月10日～8月18日	水島中学校、第二福田小学校、福田中学校、第五福田小学校、連島東小学校、連島南小学校、連島南中学校、くらしき健康福祉プラザ
	山陽ハイツ (火曜日は除く)	8月19日～10月31日	
	瀬戸大橋スパリゾート (火曜日のみ)	8月19日～10月31日	
真備ルート	吉備カントリークラブ	8月12日～12月12日	菌小学校、まきび荘
	サントピア岡山総社	8月12日～10月30日	岡田小学校

※7月28日・29日、8月23日、9月4日・30日は、台風のため運休

4 宿泊支援・民間船舶「はくおう」

平成30年7月豪雨災害の被災者に対して、8月3日から防衛省のチャーター船「はくおう」が宇野港・水島港に停泊し、1泊2日の宿泊・食事・入浴などのサービスを提供。8月3日から18日にかけて延べ373人が利用した。

また、船内では、市保健所の保健師が健康管理を担当するとともに、被災された方の今後の住宅確保についての相談会も実施した。



防衛省チャーター船「はくおう」(宇野港)

期間	参加者	期間	参加者
8月3～4日(宇野港)	82人	8月13～14日(宇野港)	43人
8月5～6日(宇野港)	45人	8月15～16日(水島港)	38人
8月7～8日(宇野港)	76人	8月17～18日(水島港)	68人
8月11～12日(宇野港)	21人		

※8月9～10日(宇野港)は総社市民対象で実施：44人

5 カーシェアリングの取り組み

日本カーシェアリング協会が、災害で車などを失った被災者の移動手段を確保するため、無償で車を被災者に提供(燃料費は自己負担)するカーシェアリング活動を行った。

協会は本部のある石巻市から車で真備地区に移動し、7月18日から貸し出しを開始。7月27日に真備総合公園体育館内に「岡山災害サポートカーステーション」を設置し、運営を行った。

また、10月1日からは車の貸し出しの対象を、真備地区で活動する支援団体にも広げ活動を行った。



貸し出し車両

①期間：被災者向け：7月18日～12月25日

支援団体向け：10月1日～(令和2年8月31日現在継続中)

②実績：延べ貸し出し件数 615 件

乗用車 111 件、軽トラック 504 件 (12月25日現在)

※貸出車両数：98 台 (うち 43 台が、岡山県軽自動車協会、日本自動車販売協会岡山県支部などからの提供)

※軽トラックは、1泊2日で貸し出しを行っている。

6 臨時期日前投票所の設置

建設型仮設団地に入居の高齢者や障がいのある方等、投票所への移動が困難な有権者の投票機会を確保するため、一時的な措置として、仮設団地に日時を限り臨時期日前投票所を設置した。

日時	選挙	利用者	仮設団地
平成 31 年 4 月 7 日	岡山県議会議員選挙	193 人	真備総、岡田 市場、二万 みその、柳井原
令和元年 7 月 21 日	参議院議員選挙	96 人	
令和 2 年 4 月 26 日	倉敷市長選挙 倉敷市議会議員補欠選挙	42 人	

7 市災害見舞金等の支給状況（令和 2 年 8 月末日現在）

(1) 倉敷市災害見舞金支給状況

災害見舞金：市民が災害を受けた場合、被災者に対し、見舞金を支給するもので、市では平成 30 年 7 月豪雨の被害の甚大さに鑑み、規則を改正し 3 倍（全壊の場合：改正前 10 万円→改正後 30 万円）の額を支給した。

地区 損害区分	真備地区		全市計	
	件数	金額	件数	金額
全壊	5,098	15 億 2,940 万円	5,111	15 億 3,033 万円
大規模半壊	353	5,295 万円	369	5,535 万円
半壊	224	2,016 万円	239	2,151 万円
床上浸水	2	6 万円	95	285 万円
負傷	3	15 万円	3	15 万円
合計	5,680	16 億 272 万円	5,817	16 億 1,019 万円

(2) 被災者生活再建支援金受付状況（延べ受付件数）

被災者生活再建支援金：自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給するもの。

地区	真備地区	全市計
件数	9,477	9,523

(3) 災害特別融資利子補給額（対象元本）

災害特別融資利子補給金：被害を受けた世帯が被害の復旧に必要な融資を金融機関から受けた場合、金利負担の軽減を図るため利子補給金を交付するもの。

地区	真備地区	全市計
件数	169	171
金額	2 億 4,376 万円	2 億 4,578 万円

(4) 災害援護資金貸付

災害援護資金貸付：世帯主が負傷した世帯や住居、家財に著しい損害を受けた世帯に対し生活の立て直しのために災害援護資金の貸し付けを行うもの。

地区	真備地区	全市計
件数	98	98
金額	2 億 6,159 万円	2 億 6,159 万円

(5)生活用品の支給・貸与

生活用品の支給・貸与：災害救助法の「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を活用して、被害を受けた世帯が避難場所から住居に移転し生活する場合に生活用品を支給するもの。

市では、支給する生活用品は、移転後の生活に必要な寝具と炊飯器とし、8月21日から12月28日まで申請を受け付けて、移転先の住居等に配送し、4,561件の支給を行った。

地区	真備地区	全市計
件数	4,547	4,561

3 支援情報の発信

市各部局・国・県・NPO 団体等から被災者への支援情報や、医療・福祉・ボランティア情報などの生活情報、被災箇所の復旧状況の様子など、様々な情報を取りまとめ、より多くの被災者にわかりやすく伝わるよう、広報車やホームページ、広報紙など、多様な方法を活用して情報提供を行った。



避難所での支援情報の掲示

1 広報車での広報活動

7月11日から広報車2台で真備地区を巡回。支援物資を積載した車両も同行し、飲料水やアルファ米、土のう袋などの配布を行いながら、支援情報を届けた。

2 避難所や公民館等への「倉敷市役所からのお知らせ」の掲示及び配布

7月12日から、支援情報を掲載したA0版の「倉敷市役所からのお知らせ」を作成し、避難所や公民館等に大きく掲示するとともに、配布用のチラシを作成し、配布。在宅避難者に対しては、保健師等による各戸訪問や広報車での巡回時に配布した。



左：倉敷市役所からのお知らせ
中：まび復興だより
右：広報くらしき臨時号

3 市民への情報発信活動

(1)「広報くらしき臨時号」・「まび復興だより」の配布及び郵送

支援情報を掲載した冊子「広報くらしき臨時号」を7月下旬から発行し配布。8月中旬から仮設住宅の入居者などにも一部個別郵送を開始し、10月からは被災世帯約5,700世帯に郵送した。

また、12月から郵送回数を月2回に増やし、10日頃に、市からのお知らせや真備地区の行事・イベントを掲載した「まび復興だより」を郵送し、25日頃に「まび復興だより」とともに広報くらしきや支援冊子・イベントのチラシなどを郵送している。

なお、臨時号の配布に際しては、目次を多言語化し、対象者の生活する避難所に配布するなど、支援情報の周知に努めた。

(2) ホームページ・SNS の活用、報道対応

ホームページやツイッターなどを活用した情報発信を、発災後から継続的に実施している。また、新聞、テレビ、ケーブルテレビ等の報道機関に対しても、積極的に資料提供、記者会見、取材対応等を行っている。

(3) 地域に寄り添った情報発信

市真備支え合いセンターの見守り連絡員等が戸別訪問をする際に、地元のイベント案内や真備地区の復興の状況等を伝えているほか、真備地区まちづくり推進協議会等からの依頼に基づき、イベントのチラシなどを対象となる地区の被災者ごとに郵送している。

4 復旧した真備保健福祉会館の活用（復興支援情報コーナー、談話スペースの設置）

平成31年4月1日に真備支所に隣接する真備保健福祉会館の復旧が完了。その1階に、市やNPO団体等の支援情報の掲示コーナーや、真備地区の方の交流場所として談話スペースを設けるとともに、決壊した堤防の復旧工事の進捗状況をパネル写真で展示している。

また、市真備支え合いセンター・まび復興支援ボランティアセンターも入居。15日からは、復興に向けた連携強化のため、中国地方整備局に高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所を設置いただいた。



復興支援情報コーナーと談話スペース

4 保健・医療の活動

7月7日から保健師等による避難所における健康管理活動を開始した。

災害直後より、全国から保健医療関係者が、市保健所に続々と集結して来られたことから、市保健所として迅速な対応が必要であると考え、市連合医師会の協力を得て、保健体制と医療体制を合わせた支援を行う「倉敷地域災害保健復興連絡会議」（通称：KuraDRO (Kurashiki Disaster Recovery Organization) 以下「クラドロ」）を7月8日、市保健所内に立ち上げて、対応に当たった。また、岡山県医師会の大きな支援をいただいた。



真備地区全戸把握事業

7月13日からは、市保健所保健師等による真備地区内の在宅避難者への訪問を行う全戸把握事業を開始し、9月10日までに8,840世帯（把握率99.2%）の把握を行った。10月からは市真備支え合いセンターを開設して仮設住宅等への訪問を行うなど対応にあたっている。

また、岡山県歯科医師会が、各地の避難所を巡回して歯ブラシ等の衛生用品の配布や、歯科相談・口腔ケアの実施など、避難者の衛生環境の向上活動を行った。



KuraDRO 組織図



KuraDRO 活動の様子

1 倉敷市保健所災害時体制

市保健所職員数 164 人

（各保健福祉センター保健推進室の職員を含む：平成 30 年 4 月 1 日現在）

倉敷市保健所の体制（平成 28 年度より）

平常時（四課本制）

災害時（倉敷市災害対策本部保健対策部保健所班（倉敷市保健所災害時対策本部））



2 主な保健活動

7月	
日	主な活動
7日	低体温、当日出産予定日の妊婦、当日透析の予定だが受けられていない患者等、年代も様々であり、持病の薬やお薬手帳を持たず、薬がもらえないかの相談多数
	保健師等による避難所における健康管理活動開始 体調確認、応急手当、受診調整、救急要請、避難所環境に適応できない方への対応のほか、着衣が濡れたままで衣類の手配にも追われた
	真備支所配置の保健師は、支所への避難者の受け入れ、応急手当、毛布や非常食提供
	被災していない透析病院に被災病院で外来透析を受けていた患者の受け入れを要請
	各支所担当保健師や分散配置の保健師は各所属の指揮命令下で保健活動を展開
日本赤十字社岡山県支部による支援開始	

8日	保健体制と医療体制を合わせた支援を行う「倉敷地域災害保健復興連絡会議 Kurashiki Disaster Recovery Organization（通称クラドロ）」の設置を決定
	岡山県保健師の支援開始
	岡山県を通じ厚生労働省へ保健師派遣要請
	避難所にて難病患者等、医療依存度の高い方の状況を確認し、要配慮者へは別室対応できるように調整
	被災病院へ外来透析患者リスト作成依頼 処方医薬品リストを作成し、県へ要請
9日	倉敷市保健所災害時対策本部を「大災害型班体制」へ移行
	クラドロ第1回会議（本部長：倉敷市保健所長） 食中毒予防のため保健所衛生班が避難所巡回開始
10日	クラドロは備中圏域の本部へ改変。本部長は倉敷市保健所長と岡山県備中保健所長（以下備中保健所）の2人体制へ
	他自治体保健師チームが倉敷市入り
	看護師支援チーム夜勤帯の避難所活動開始
11日	DHEAT 長崎県チーム（災害時健康危機管理支援チーム）が備中保健所支援へ
	市消防局がクラドロへ参加。救急搬送のフォローに AMAT（全日本病院医療支援班）が入る
	県薬剤師会が仮設薬局（災害処方箋のみ取り扱い）を保健所2階に開局（19日まで）
	モバイルファーマシー（移動薬局）が岡田小学校へ 真備地区全戸把握事業事前調査（先遣隊）開始
12日	JMAT（日本医師会災害医療チーム）1隊目が倉敷市入り
	JMAT 活動に関する地元関係者会議（吉備医師会館にて）
13日	真備地区全戸把握事業開始（市保健師に加え、岡山県、岡山県介護支援専門員協会・岡山県社会福祉士会・看護系大学教員・県外保健師チームの応援を順次拡大） 被災の有無を問わず、戸別訪問や避難所の巡回、病院や施設への聞き取りなどにより把握。（8月10日まで）
	倉敷市連合医師会宛て「支援の際はクラドロ事務局へ連絡を」の通知発出
	クラドロと保健師チームの会議へ相互出席開始で情報共有開始
	歯科診療・口腔衛生物資の配布・啓発開始
14日	夜間診療を岡田小学校へ導入
15日	岡山県眼科医会による検診車（15日：二万小学校、16日：藪小学校）
18日	浸水被害のあった病院敷地内にて移動検診車による保険診療再開
	市保健協議会へクラドロ事務局医師出席 災害医療について情報交換
20日	クラドロ・仮設薬局 備中保健所へ移転
21日	ペット同行者専用の避難所を開設（穂井田小学校）
22日	岡山県眼科医会による検診車（岡田小学校）
23日	クラドロは「県南西部災害保健医療活動調整本部」へ組織変更。本部長は備中保健所長
	備中通院支援バス運行開始（真備・玉島・総社・水島の4便）
26日	夜間のみ避難所利用者（準夜帯）の実態把握訪問開始
27日	DHEAT 和歌山県チームが市保健所支援へ（その後、大阪府チームへ引き継ぎ）
28日	台風12号接近のため本部指示により、避難所へ市保健所職員を派遣（岡田小学校・藪小学校）

30日	浸水被害のあった病院の診療を、移動検診車からプレハブへ移行
8月	
日	主な活動
3日	防衛省チャーター船「はくおう」による宿泊支援に市保健所保健師が救護を担当（18日まで、計7回）
6日	県南西部災害保健医療活動調整本部が閉鎖され、保健師ミーティングに医療チームが加わる形へ「倉敷市災害保健医療ネットワーク Kurashiki Disaster Recovery Organization Network （通称クラドロン）」（31日まで）
10日	真備地区の在宅医療について医師会等関係機関と協議
15日	看護師支援チーム夜勤帯支援中止に伴い、市保健師避難所準夜帯の救護対応（岡田小学校・蘭小学校・第二福田小学校）
21日	保健師追加派遣を、岡山県を通し厚生労働省へ依頼
24日	倉敷市連合医師会が「西日本豪雨 倉敷・高梁川流域 医療保健福祉提供体制支援プラットフォーム Kurashiki area Medical & Care Reconstruction Association （通称クララ）」立ち上げ
31日	市保健所職員の夜勤対応最終日。保健所と避難所間の夜間及び休日の24時間応需電話当番は携帯電話対応へ移行
9月	
日	主な活動
1日	全戸把握事業で未把握かつ要援護者への訪問（岡山県介護支援専門員協会・岡山県社会福祉士会応援）
3日	市「被災者見守り支援室」開設（市保健師4人が兼務で配属）
10日	「おかやまこころのケア相談室」開設（岡山県精神保健福祉センター内）
27日	他自治体保健師チーム支援 最終日
28日	クララ「真備地区のこれからを考える会」開催
30日	市保健師の避難所準夜帯勤務最終日
10月	
日	主な活動
1日	「倉敷市真備支え合いセンター」を開設し、見守り連絡員による戸別訪問を開始。保健師も見守り連絡員の訪問に同伴
11月	
日	主な活動
22日	避難所への保健師定期巡回終了。以後は個別対応と24時間応需の電話対応
12月	
日	主な活動
3日	浸水被害のあった病院にて、入院患者受け入れ再開
13日	市保健所と避難所間の24時間応需電話当番・嘔吐した方の対応当番終了

随時（主なもの）

主な活動
避難所と保健所をつなぐ24時間応需電話（ほっとライン）設置（保健所に常設して対応）
市保健所職員による24時間嘔吐対応体制を整備
避難所に食品用冷蔵庫や電子レンジを設置し、配布前の食品は低温管理できる部屋で管理するよう指導
医療チームによる夜間診療
被災者用弁当の栄養評価、特殊栄養食品ステーションや栄養・歯科相談窓口の設置
避難所等で炊き出しを行う団体へ、食品衛生指導



医療チームミーティング



派遣保健師チームミーティング



市保健所北駐車場外部支援者の車両



保健所職員（朝ミーティング）



市保健所内に仮設薬局を開設



仮設薬局の様子

3 倉敷市が要請し市保健所に派遣された DHEAT チーム活動期間と活動内容

(1)概要

チーム名	職種と人数	派遣期間
和歌山県チーム	医師1・薬剤師1 臨床検査技師1・保健師1	7月27日～8月2日
大阪府チーム第1班	医師1・保健師2・事務1	8月2日～6日
大阪府チーム第2班	医師1・保健師2・事務1	8月6日～10日
大阪府チーム第3班	医師1・保健師2	8月10日～14日

(2)主な活動内容

保健活動ミーティングへの出席・会議録作成、備中地域災害保健医療活動支援チーム会議に市保健所のリエゾンとして出席、全戸把握事業の準備や世帯台帳の入力、ロードマップの作成と助言等
 ※備中保健所には、DHEAT 長崎県チームと熊本県チームが派遣された。



日本初の災害時健康危機管理
支援チームの応援

4 倉敷地域災害保健復興連絡会議（クラドロ）

(1)概要

活動期間	7月9日～7月22日
活動場所	倉敷市保健所2階研修室（7月9日～20日） 備中県民局会議棟1階（7月20日～22日：23日は残務処理日）
活動チーム数	総チーム数：131チーム、総人数：509人 延べチーム数：417チーム、延べ人数：2,017人

(2)主な活動内容

保健医療支援関係機関・団体の情報集約と調整、保健医療チームの登録と派遣、避難所情報の整理、診療情報の整理、熱中症・感染症対策、医療機関復興支援、市災害対策本部会議での活動報告等

5 他自治体からの派遣保健師チーム

(1)概要

派遣期間	7月8日～9月27日
活動チーム数	県外チーム 延べチーム数：545チーム、延べ人数：1,704人
	岡山県チーム 延べチーム数：55チーム、延べ人数：270人
	岡山市チーム 延べチーム数：27チーム、延べ人数：75人
	合計 延べチーム数：627チーム、延べ人数：2,049人

(2)派遣自治体

福島県、埼玉県、山梨県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、福岡県、神戸市、姫路市、岡山市、高知市



保健医療チームによる健康相談(菟小学校)

倉敷市保健所の災害対応は、「平成30年7月豪雨災害保健活動報告書(倉敷市保健所作成)」もご参照ください。

5 住宅再建への支援

1 仮設住宅の提供・応急修理制度

7月7日から、建設局では被害家屋の概況を把握するためドローンの活用なども行い、浸水範囲を推定した。その結果、推測浸水範囲から当時約4,600戸の住家が浸水したものと推測した。

また、それまでに発行したり災証明において、約9割が全壊判定であったことから、仮設住宅の必要戸数を約4,000戸と推計した。

まずは7月11日、応急仮設住宅の迅速な提供を図るため、災害救助法に基づく「借上型仮設住宅の供与」について、岡山県住宅課と協議を行った。

協議の結果、7月13日に借上型仮設住宅の供与にかかる制度が開始された。15日、16日には市役所本庁舎及び避難所9か所で、岡山県宅地建物取引業協会・岡山県不動産協会・全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て、被災された方に制度の説明会を開催した。そして、17日から借上型仮設住宅の入居受付を開始した。



借上型仮設住宅の個別相談会
(菟小学校避難所)



本庁舎での借上型仮設住宅の入居受付
(7月17日)

借上型仮設住宅は、民間の賃貸住宅を国が費用負担し県が借り上げ、仮設住宅とみなして被災された方に提供するもので、既存の民間賃貸住宅を活用するため迅速に提供できることが利点とされているが、真備地区においては賃貸住宅も多く被災しており、借上型仮設住宅として利用できる物件は非常に少ない状況であった。

そこで、真備地区及びその近隣での仮設住宅の提供を求める声にいち早く応えるためにも、すぐに仮設住宅を建設することができる真備地区及びその近隣の市有地を検討した結果、200戸程度を建設することが可能であることを確認できたため、7月23日、建設型仮設住宅の整備を岡山県へ要望した。

その結果、県が4団地（プレハブ2団地・木造2団地）を、県から事務委任を受けて市が1団地（トレーラーハウス型）を整備することとなった。

その後、入居申込の状況からさらに63戸の追加整備を県に要請し、最終的に6団地266戸の建設型仮設住宅を整備することとし、8月3日より順次着工、そして9月8日から順次入居、9月末までにはすべての建設型仮設住宅を整備し、提供することができた。

また、市営・県営の公営住宅や国家公務員宿舍の空き住戸についても、借上型仮設住宅の提供開始と同時期から提供を始めた。

こうした応急仮設住宅等の提供だけでなく、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度も7月23日から実施した。全壊の場合は、原則、制度の対象外であったが、応急修理を実施することにより居住可能となる住家も多くあったことから、こうした住家は制度の対象となった。

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根・外壁等の基本部分やトイレ等の衛生設備など、日常生活に必要な欠くことのできない部分であり、1世帯あたりの限度額は584,000円以内とされていた応急修理の制度は、令和元年12月27日までの受付期間に1,049件の申込があり、令和2年8月31日現在、1,035件が完了している。なお、本災害においては、住宅の応急修理と仮設住宅利用の併用は認められていなかったが、応急修理申込の集中により業者の手配が難しくなって修繕期間が長期化し、被災者が居住に困難を伴う状況が数多く発生したため、市から国に制度改正について要望を行った。

発災3か月後の12月には、借上型仮設住宅3,030戸、建設型仮設住宅255戸に入居があり、住宅の応急修理も1,031件の申請があり、当初見込んだ必要戸数の4,000戸を超え、仮住まいへの移行が進んでいった。そして、12月13日には、最大で72か所に5,500人以上が避難していた避難所を閉鎖することができた。



建設型仮設住宅への入居鍵渡し式



建設型仮設住宅への入居の様子

月日	対応状況
7月17日	借上型仮設住宅の申込受け付けを開始
7月18日	市営・県営住宅や国家公務員宿舎への入居申込の受付を開始（～7月20日）
7月23日	県に対し建設型仮設住宅200戸を要望(対象者を半壊以上に拡充)
7月30日	県が建設型仮設住宅200戸の建設を発表。うち50戸（トレーラーハウスによる仮設住宅）は、事務委任を受け市が建設
7月31日	建設型仮設住宅200戸の申込受け付けを開始（～8月5日）
8月1日	借り上げる民間賃貸住宅の対象を拡大（非耐震でも可）、制度の遡及適用を認める
8月3日	建設型仮設住宅 順次着工
8月9日	県に対し建設型仮設住宅63戸を追加要望
8月21日	県が建設型仮設住宅を全体で266戸建設とすることを発表

月日	対応状況
9月8日	柳井原仮設団地（51戸）入居開始
9月16日	二万仮設団地（25戸）入居開始
9月21日	真備総仮設団地（80戸）入居開始
9月28日	岡田仮設団地（25戸）入居開始
9月29日	みその仮設団地（32戸）入居開始
9月30日	市場仮設団地（53戸）入居開始

建設型仮設住宅に関する事務分担

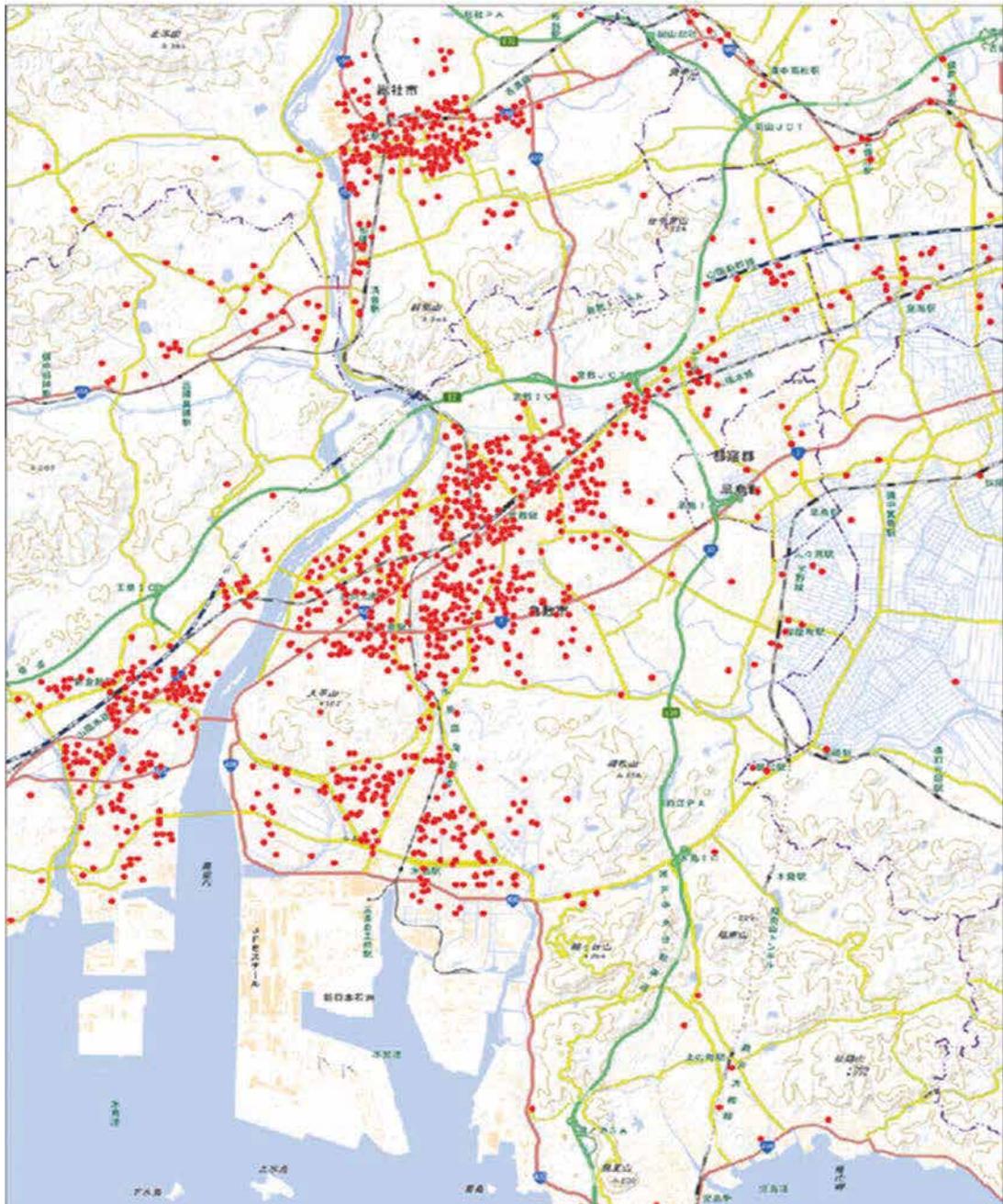
事務	岡山県	倉敷市
実施主体	○	
仮設のリース契約	○	
申込受付		○
入居決定		○
貸借契約		○
異動等契約変更		○
退去手続		○
撤去(リース契約を含む)	○	

- ※入居手続きから維持管理に係る事務は、倉敷市が行うこととする協定を岡山県と締結
- ※共用部の光熱水費は、行政負担
- ※維持管理経費は、県補助（予算範囲10/10）
- ※仮設のリース契約の事務分担（撤去事務を含む）は岡山県だが、トレーラーハウスのリース契約については倉敷市が担う

借上型仮設住宅に関する事務分担

事務	岡山県	倉敷市
実施主体	○	
制度説明		○
申込受付		○
入居決定	○	
賃貸契約	○	
異動等の受付	○	
退去届の受付		○
契約解除	○	

- ※貸主、岡山県、被災者の三者契約
- ※岡山県が貸主から賃貸住宅を借り上げる条件
 - ①月額家賃が、1～2人：6万円以下、
3～4人：8万円以下、
5人以上：9万円以下
 - ②退去修繕負担金が家賃2か月分以下
 - ③礼金が家賃1か月分以下
 - ④仲介手数料が家賃の0.54か月分以下
(①～④全てを満たす物件)
- ※岡山県の負担経費
家賃、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、共益費、管理費、入居時鍵交換費、損害保険料
- ※入居者の負担経費
光熱水費、駐車場、町内会費など



●:市内外に点在する約3,000戸の借上型仮設住宅

2 建設型仮設住宅の整備状況

(1)第一次整備(平成30年)

名称	面積(㎡)	戸数	構造	着工	完成
柳井原仮設団地	6,546	51	トレーラーハウス(木造)	8月3日	9月7日
二万仮設団地	3,800	25	プレハブ造	8月6日	9月15日
真備総仮設団地	9,736	80	プレハブ造	8月6日	9月20日
岡田仮設団地	2,847	25	木造	8月13日	9月27日
みその仮設団地	4,126	32	木造	8月14日	9月28日

※トレーラーハウス型仮設住宅

- ・東日本大震災や平成 28 年熊本地震で休憩施設等として活用された例があったため、住宅としての機能が備わっており、一定の戸数を短期間に設置することが可能であることから、倉敷市では、全国で初めて応急仮設住宅として採用した。
- ・リース契約により設置したもので、リース期間が満了した令和 2 年 9 月に空き住戸 35 戸は返却し、残りの 16 戸はリース期間の延長を行った。
 なお、返却したトレーラーハウスの一部は、令和 2 年 7 月豪雨で被災した熊本県へ搬送されている。

(2)第二次整備(平成 30 年)

名称	面積(㎡)	戸数	構造	着工	完成
市場仮設団地	7,049	53	プレハブ造	8月23日	9月29日

[建設型仮設住宅（プレハブ）]



真備総仮設団地 80 戸(全景)



二万仮設団地 25 戸(全景)



市場仮設団地 53 戸(全景)



プレハブ型外観(スロープ付き)

[建設型仮設住宅（木造）]



岡田仮設団地 25 戸(全景)



みその仮設団地 32 戸(全景)



仮設住宅内部



仮設住宅内部

[建設型仮設住宅（トレーラーハウス型）]



柳井原仮設団地 51 戸(全景)



トレーラーハウスタイプ



コンテナハウスタイプ



内部

(3)建設型仮設住宅の整備にあたって配慮した事項

- ・住宅棟の配置における「表通り」と「裏通り」の創出

玄関を向かい合わせに配置することで、両側に玄関が並ぶ「表通り」と、普段は人が通行しない「裏通り」の配置とした。

この裏通り側には全ての住戸に縁側を設けて、いわば共有の裏庭のような空間を創出することで、住民同士の会話や交流、ひいてはコミュニティの醸成につながることを期待した。



「表通り」の状況



「裏通り」の状況

(4)入居者募集にあたって配慮した事項

①「お隣入居」制度の導入

「親世帯と子世帯がともに被災した」、「同じ地区の人と同じ仮設住宅団地に入居したい」、「老人クラブの友人と一緒に心強い」、「多人数家族一緒に入居できる借上型仮設住宅が見当たらない」などといった理由から、同じ仮設住宅団地に入居したいという希望に応えるため、近隣に居住したいと考える2つの世帯がペアになって、同じ仮設住宅団地内の2住戸を申し込むことができる「お隣入居」の制度を考案し、応急仮設住宅として初めて導入した。

入居を申し込むと、同じ団地内のお隣もしくは近くの住戸になるという制度とし、親世帯と子世帯、友達、知り合いの世帯、あるいは6人以上の大家族であれば、世帯を分割して2世帯として申し込むことを可能とした。

市としては、この「お隣入居」制度を設けることで、仮設住宅団地におけるご近所の見守りなど、共助機能の強化につながることに期待をした。

②「抽選における優先世帯」の設定

建設型仮設住宅の抽選において申込世帯の順番付けをするにあたり、以下の世帯を優先世帯とし、まずは優先世帯で抽選を行い入居者を決定した。

ア 75歳以上の高齢者がいる世帯

イ 中学生以下の子どもがいる世帯

ウ 妊産婦がいる世帯

エ 障がい者がいる世帯

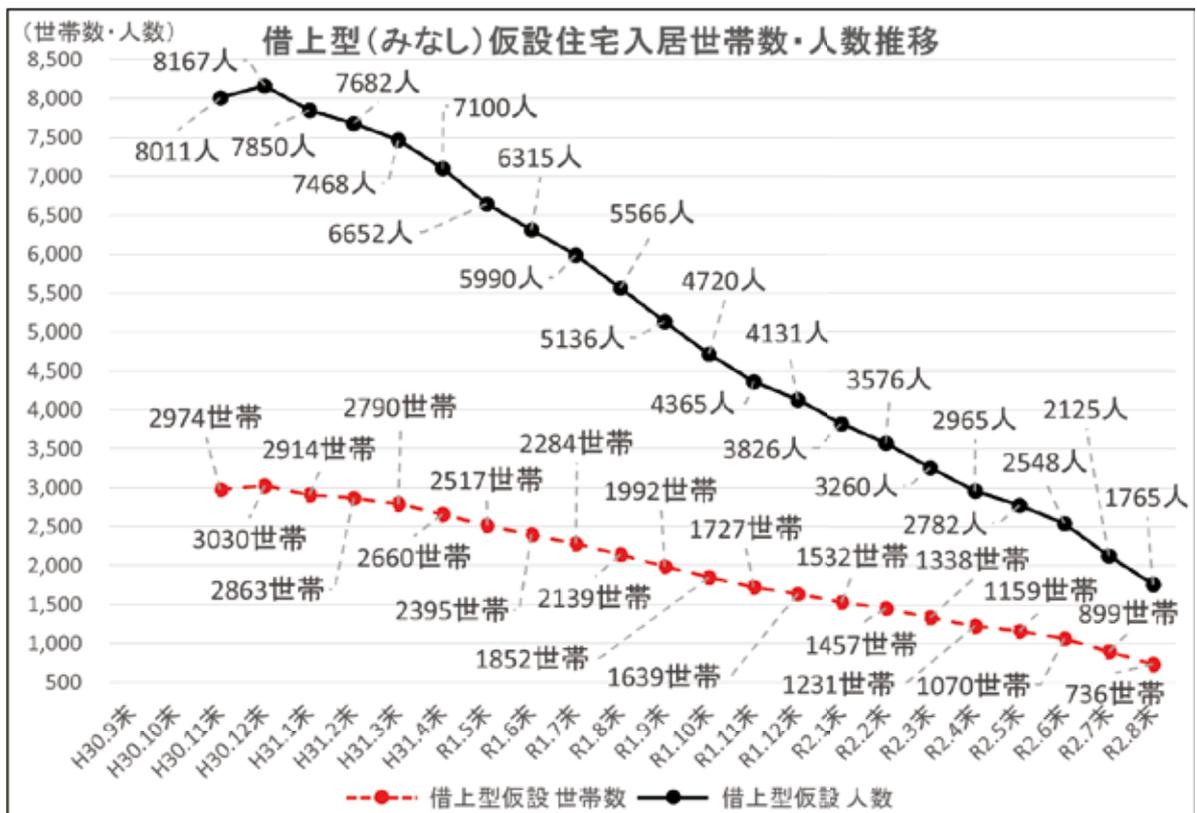
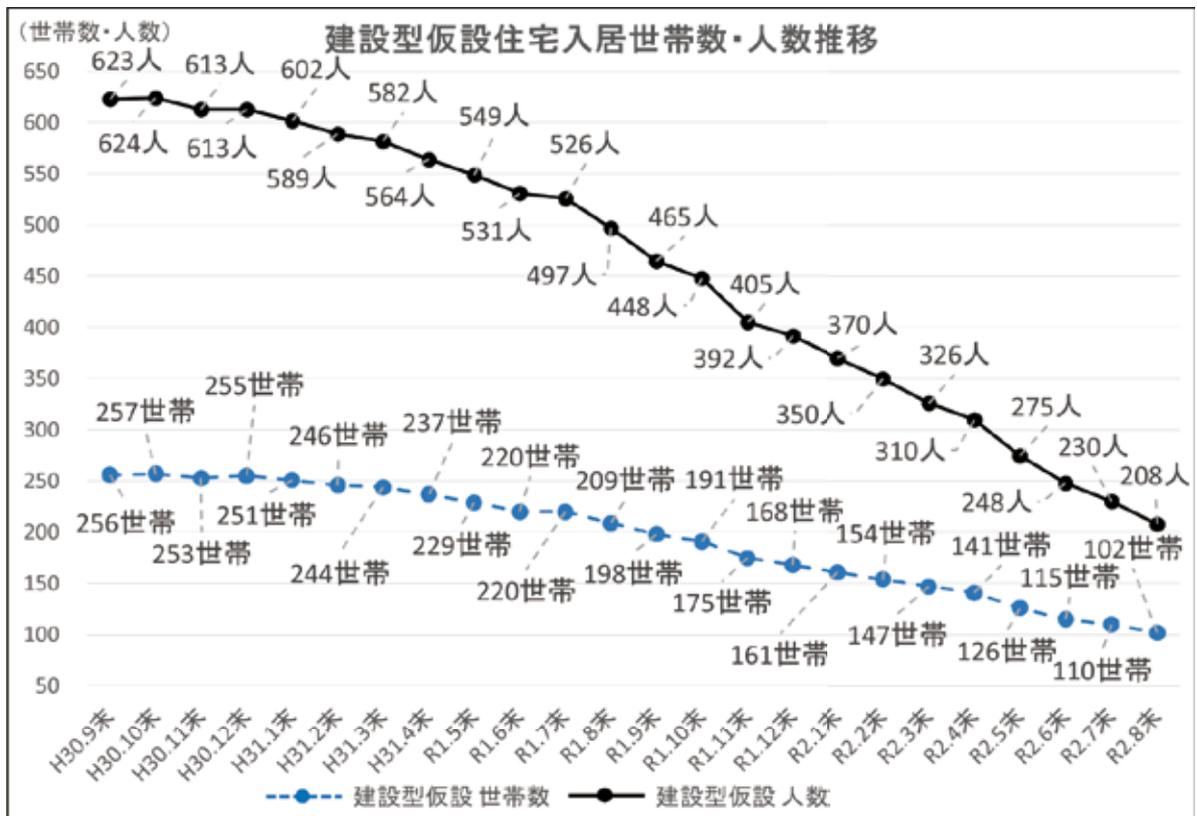
- ・身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1～4級
- ・精神障害者手帳の交付を受け、その程度が1～2級
- ・療育手帳の交付を受け、その程度がAまたはBのうち中程度
- ・障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている（難病患者等で障がい種別5）

オ 65歳以上の高齢者のみの世帯

カ 6人以上の世帯人員だが、分割して「お隣入居」を申し込んだ世帯

(5)入居者のために配慮した事項

各建設型仮設住宅に、真備地区コミュニティタクシーの停留所を設置し、高齢者等の移動手段を確保した。



3 借上型仮設住宅の提供

借上型仮設住宅は、既存の民間賃貸住宅を活用することから、迅速に提供できる利点があったが、7月17日の入居受付開始直後は、提供できる借上型仮設住宅の戸数に限りがある状況であった。

しかし、その後、岡山県宅地建物取引業協会・岡山県不動産協会・全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力のもと、次第に貸主等の理解が深まったことで提供できる戸数が急増した。また、当初、求められていた建物の耐震性の要件が外されたことや、制度開始前に入居していた場合も対象とされた（遡及適用）ことも大きな要因であった。

契約形態は、岡山県・貸主・被災者の3者契約となるが、受付業務については倉敷市が担当し、制度説明、申込書の受付、入居決定のお知らせなどを行い、入居のピークであった平成30年12月末時点では、3,030世帯8,167人の方が借上型仮設住宅を利用していた。なお、令和2年8月末現在では、736世帯1,765人の方が利用している。

4 市営住宅等の提供

平成30年7月豪雨にて倉敷市内の居住家屋で被災された方（住宅の「全壊」が条件、第2・3回募集は、「半壊」（大規模半壊）を含む。）を対象として、市営住宅等を一時入居先として提供した。申込の受付は、市役所本庁舎・真備総合公園体育館・真備公民館で行い、申込・抽選等の事務は、市が取りまとめた行った。

[提供住宅戸数]

	募集期間	市営住宅	県営住宅	国家公務員 員宿舎	合計	備 考
第1回	7月18日～20日	13	8	-	21	要配慮者向け
第2回	8月6日～9日	9	-	16	25	要配慮者向け
第3回	9月3日～6日	38	8	16	62	

※要配慮者

- ①75歳以上の高齢者がいる世帯
- ②乳幼児（生後0日から小学校就学前の子ども）がいる世帯
- ③妊産婦がいる世帯
- ④障がい者がいる世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1～4級
 - ・精神障害者手帳の交付を受け、その程度が1～2級
 - ・療育手帳の交付を受け、その程度がAまたはBのうち中度
 - ・障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている（難病患者等で障がい種別5）
- ⑤65歳以上の高齢者のみの世帯



公開抽選の様子(本庁)

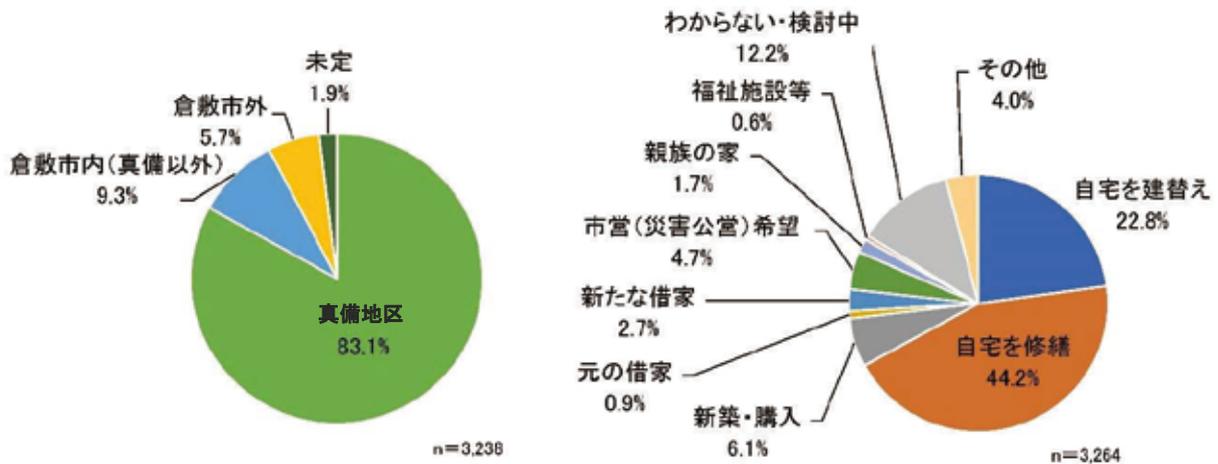
5 住まいの再建に関する住民意向

住まいの再建に向けた支援策を検討するため、復旧・復興の段階ごとにアンケート調査を実施した。

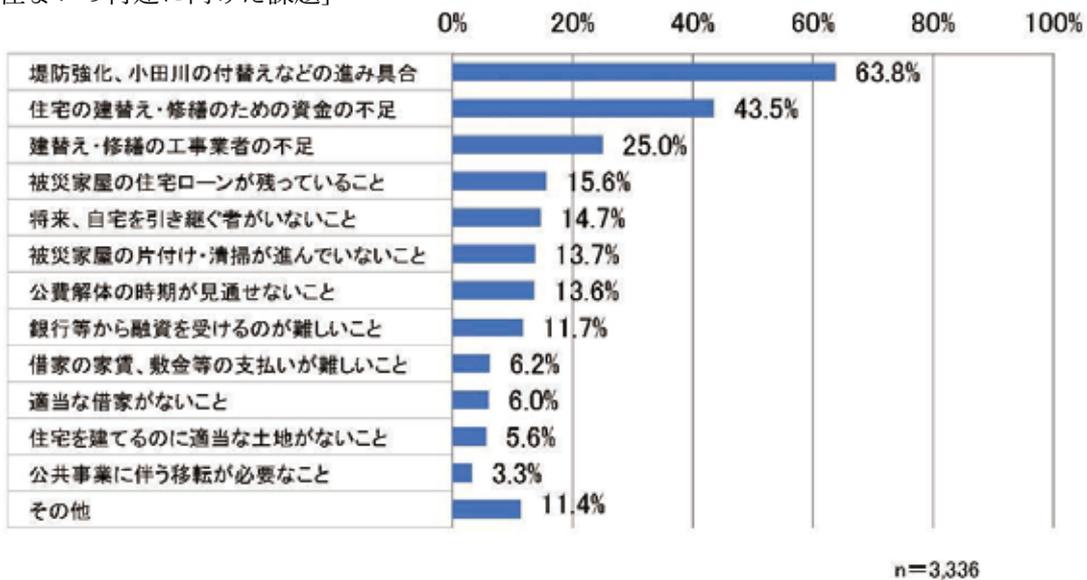
被災から約5か月後に真備地区の被災世帯に実施した調査では、8割以上が真備地区で住まいを再建する意向であること、再建方法は自宅修繕が約4割、建替えが約2割にのぼり、再建に向けた課題は「堤防強化、小田川の付替えなど進み具合」「住宅の建替え・修繕のため資金不足」「工事業者不足」などが挙げられた。また、被災から約1年後に応急仮設住宅の入居世帯に実施した調査では、約8割が真備地区で住まいを再建する意向であること、再建方法は自宅再建が約4割、自宅修繕が約3割にのぼり、再建に向けた課題は「資金の用途が立たない」「堤防強化などの進み具合」「条件に合う物件が見つからない」などが挙げられた。

[今後居住する予定・もしくは希望する地域・地区]

[住まいの再建の見通し・希望]



[住まいの再建に向けた課題]

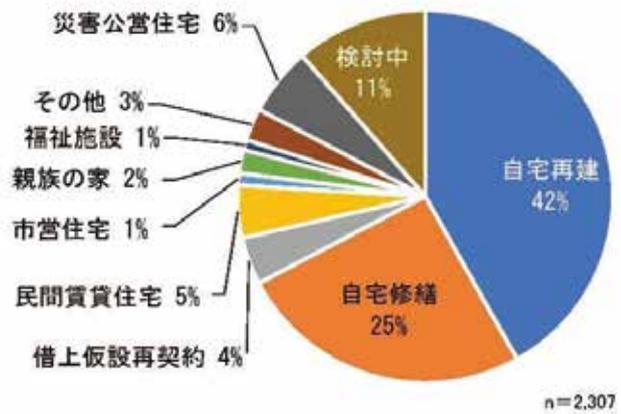


住まいの再建に関するアンケート調査(第1回目)
 調査期間:12月18日～平成31年1月10日
 送付数 :5,699世帯(り災者全世帯)
 回収数(率):3,336票(約59%)

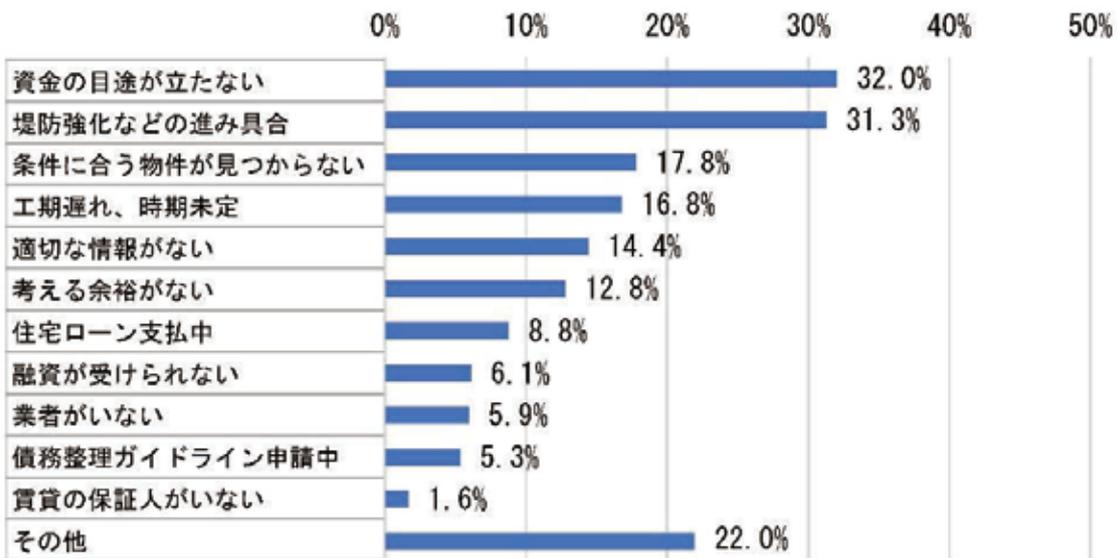
[居住予定・希望の地区]



[今後の見通し・希望]



[住まいの再建に向けた課題]



住まいの再建に関するアンケート調査(第2回目)
 調査期間:令和元年6月6日~令和元年6月24日
 送付数 :3,543世帯(応急仮設住宅入居世帯)
 回収数(率):2,378票(約67%)

6 仮設住宅からの移行支援について

～倉敷市と住宅金融支援機構との連携によるリバースモーゲージ型融資制度を
活用した住宅再建支援策の創設～

平成30年9月、被災者の方々の建設型もしくは借上型仮設住宅への入居見込みがた
っていく時期と併行して、市としての被災者の仮設住宅からの移行支援についての検討
を開始した。被災者の多くは真備でもともと自分が住んでいる場所に戻りたいという意
向を持たれており、それを後押しする施策の検討を始めた。

(1) 自宅再建に向けた課題

自宅再建に向けた課題として、大きく下記の2点があることがわかった。

- ①被災者の方々はご高齢の方も多く、住宅金融支援機構（以下、「支援機構」とい
う。）の住宅ローン設定に関する年齢制限や融資の設定可能額に課題がある。
- ②住宅を再建して、もとのコミュニティに住みたいが、その後の住宅承継について方
針が決まっていないため、住宅再建を躊躇するという課題がある。

10月10日、市では、平成28年熊本地震で住宅再建にあたって被災者が金融機関
から融資を受けた際に活用した利子助成制度を参考とすべく、熊本市から聞き取り調
査を行った。

11月2日、各種検討を経て、倉敷市役所にて支援機構とリバースモーゲージ型融資
への利子補給による被災者の住宅再建支援策について協議した。

(2) 支援機構との協議

支援機構から聞き取りを行った過去の災害での融資の利用状況の中で、倉敷市の参
考になる情報としては、

- ①制度の周知に時間を要した。当初、死後売却ローンとの誤解を招き、利用が低迷し
てしまった。
- ②利子の返済を行いながら、元本の支払いや親孝行ローンへの借り換えを検討する例
も多かった。
- ③利子助成対象限度額を上回る借り入れの場合、限度額を超える分につき別に契約を
結ぶこととした。
- ④利用した人のうち、現地での建て替えに利用した人が大半だった。
というものであった。

これらの状況を踏まえて、倉敷市の住宅再建支援策として、次の2つを目指して制
度の検討を行うこととした。

ア もとの場所での住宅再建を強力に支援するため、生涯にわたって支払利子を半
減できる制度を検討する

イ 倉敷市と支援機構で新たな住宅融資制度を創設することから、簡素で明快な制
度として創設する

(3) 「倉敷市被災高齢者向け住宅再建支援事業」の創設

支援機構との間で4か月にわたる協議・調整を行い、以下の内容の「倉敷市被災高
齢者向け住宅再建支援事業」を創設した。

- ①利用者が支援機構に本制度による融資を申し込み、支援機構が審査の上、再建する住宅及びその敷地を担保とするリバースモーゲージ型住宅再建融資の実行を決定する。なお、補助対象事業の融資額は1,000万円以内とする。
- ②市から支援機構に対して、「本来の利子月額約2分の1×利用者の平均余命(月数)」の補助金を一括交付する。
- ③支援機構は、倉敷市からの補助金を原資として、利用者の負担する金利を生涯にわたって、本来金利の約2分の1に引き下げる。
- ④利用者は毎月利子のみを支払う。支払額は、倉敷市からの補助金により半額(1,000万円の融資を受けた場合、本来毎月16,000円程度の利子支払いが必要のところ、毎月約8,000円程度になる)となり、生涯変わらない。
- ⑤利用者・連帯債務者(配偶者の場合が多い)の全員が亡くなった時点で、相続人が元金を支援機構に一括返済して住宅を取得するか、または担保の住宅及びその敷地の売却等により返済するかを選ぶ。
- ⑥相続人は、担保物件を売却して元金の返済に充てることができ、担保の売却額を超える残債務があっても、その超える部分については負担する必要はない。
- ⑦利用できる方は、次の条件をすべて満たす方(この他、支援機構の審査あり)。
 ア 平成30年7月豪雨により倉敷市内で被災した方
 イ 満60歳以上の方(連帯債務者も同様)
 ウ 倉敷市内で自ら居住する住宅を建設、購入または補修する方
 との利子返済に関する支援策を取ることにした。

満60歳以上の被災者の方へ

倉敷市と住宅金融支援機構が被災高齢者の住宅再建を応援します!

機構のリバースモーゲージ型融資※1+倉敷市の補助
※1 倉敷市が支援機構に住宅再建費(倉敷市が建設費)を融資し、倉敷市が建設費を補助する。

毎月利子のみ約8千円※2の支払いで住宅再建を実現!

【リバースモーゲージ型融資】の支払いイメージ
(毎月利子のみを支払う返済方式)

※2以下の条件で試算した場合の金額となります。

<試算条件>

住宅再建費用	1,300万円
自己資金(実務金など)	300万円
リバースモーゲージ型融資	1,000万円
融資金利	2.00%※3

※3 令和元年(月)1日現在の兵庫県貸付定額貸付(貸付金利+返済時の融資金利)の0.5%の率分

倉敷市の補助により
 利子負担が生涯にわたって
 半分になります。

本来の返済額(元金返済) 約16,000円/月
 倉敷市の補助により 元金の返済(1,000万円)
 元金返済は返済済みのまま
 元金の返済(1,000万円)

返済額(元金返済) 約8,000円/月
 返済額(元金返済) 約8,000円/月
 毎月利子負担は返済済みのまま

制度概要

- 平成30年7月豪雨により倉敷市内で被災した満60歳以上の方がご利用可能です。
- 倉敷市内で自ら居住する住宅を建設、購入又は補修するための融資が対象です。
- 倉敷市の補助金の対象となる融資限度額は、1,000万円までです。
- 毎月の支払いは利子のみなので、毎月の負担が少なく、生涯の負担は変わりません。
- 借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員の亡くなった時に、相続人の方から、手元金により一括で返済いただくか、又は敷地住宅及び土地の売却等により、ご返済いただきます。
- 敷地住宅及び土地の売却代金等により返済する場合、返済が終わったときでも、相続人の方へ残った借付を返済する必要はありません。

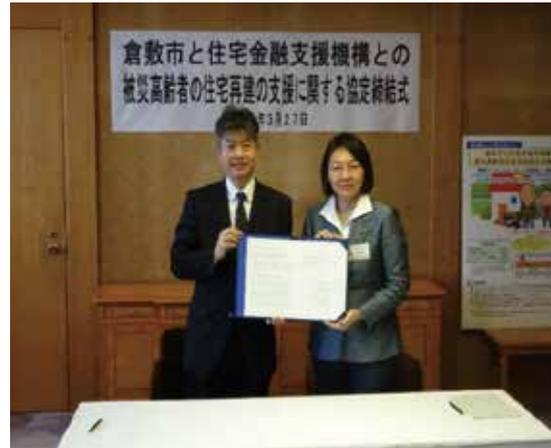
[制度案内のパフレット]

(4)協定の締結

これを受け、倉敷市では「被災高齢者向け住宅再建支援事業」を、支援機構では「高齢者向け返済特例・倉敷市補助型」を創設した。

決定内容を担保するため、要領を作成しルールを定め、お互いに行うべきことを協定により約束することとした。

そして平成31年3月27日、住宅金融支援機構中国支店長と倉敷市長との間で「被災高齢者の住宅再建の支援に関する協定の締結」が行われ、4月1日から事業を開始した。



佐野支援機構中国支店長と伊東市長
(平成31年3月27日)

また、この制度の内容を被災者ご本人はもとより、子ども等の家族に対してもよく理解していただけるように、住宅金融支援機構が真備支所において定期的に相談会を行った（平成31年4月～令和2年8月31日 120回開催 340件の相談 電話相談1,242件）。

また、さらに市と支援機構との合同説明会及び建設型仮設住宅での説明会も開催して制度の周知を図った。

この制度を使って自宅を再建された方は、113件の申請（令和2年8月末現在）となっており、生涯にわたって、本来の金利を約2分の1に引き下げることが出来る全国初のこの制度は、被災者の真備への帰還を大きく後押ししていると考えている。

(5)利用者の声

令和元年12月13日「国立研究開発法人 建築研究所 住宅・都市研究グループ」が行った支援機構の「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例：倉敷市補助型）」利用者に対して行ったアンケート調査結果から以下のことが分かった。

- ①利用者・・・平均年齢 72歳 全体の7割が高齢夫婦
子どもあり 84%（子どもも同意（うち説得して同意は12%））
- ②リバースモーゲージについて・・・もともと内容は知らなかった 73%
- ③再建理由
 - ・住み慣れた土地に住みたい 70%
 - ・持ち家がよい 44%
 - ・戸建てがよい 42%
 - ・家・土地がもったいない 36%
- ④この制度がなかったら・・・持ち家を断念していた 68%
- ⑤利用した理由は・・・資金不足 42%
- ⑥被災前は・・・92%が2階建て 再建住宅は74%が平屋建て
- ⑦制度の評価・・・すばらしい 31%、よい 59%
- ⑧制度の問題点・・・手続きが煩雑

7 災害公営住宅の整備

自力での住まいの再建が困難な方に向けて災害公営住宅を整備するため、平成30年12月、令和元年6月の2回にわたって、「住まいの再建に関するアンケート」を行った。

整備戸数や整備場所については、このアンケートでお尋ねした入居希望の有無、希望地区、世帯人数などや前述の「倉敷市被災高齢者向け住宅再建支援事業」の利用状況などを勘案し、令和2年度中に川辺地区に40戸程度、有井地区に20戸程度、箭田地区に30戸程度、計90戸程度を整備することとした。

また、今回の災害で真備地区内の浸水時の避難場所が高台にある3つの小学校だけであったという状況を踏まえ、これらの災害公営住宅は、3階建の堅ろうな建物で、建物の屋上などを地区の浸水時緊急避難場所として利用できるものとする位置づけを持たせることとした。

整備にあたっては、設計・施工を一体で行うデザインビルド方式で、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により実施し、事業者からの優れた提案を求めた。

まず、市有地であった川辺地区を先行して発注し、審査の結果、令和元年10月に契約候補者を選定し、12月に事業者と契約を締結した。提案による整備戸数は40戸であった。

有井地区及び箭田地区については、適当な市有地がなかったことから土地の買収を経て発注することとなった。両地区とも令和元年12月に契約候補者を選定し、令和2年2月に事業者と契約を締結した。提案による整備戸数は、有井地区20戸、箭田地区31戸であった。なお、完成は令和2年度中とし、3地区とも令和3年3月15日までの完成予定とした。

入居募集については、災害公営住宅の説明会を令和2年1月24日から26日まで行い、3月に入居募集を行い、91戸に対し160世帯からの応募があった。その後、公開抽選の結果、7月に入居者が決定し、入居予定は令和3年4月となっている。

災害公営住宅の完成予想図（提案図）



川辺地区(40戸)



有井地区(20戸)



箭田地区(31戸)

8 災害公営住宅の代替としての民間賃貸住宅の活用

自力での住まいの再建が困難な方で、抽選の結果、現在建設中の災害公営住宅及び修繕中の真備地区内の既存市営住宅に入居できない方には、真備地区の民間賃貸住宅が既に再建されてきている状況にあり、これらの民間の力を活用することで地域経済の復興にも資すると考え、災害公営住宅の代替として真備地区の民間賃貸住宅を活用する制度を創設した。

制度創設にあたっては、被災者向けの住宅として登録していただいた民間賃貸住宅の貸主に対して家賃補助を行うことで、災害公営住宅と同程度の家賃とすることとした。補助期間は最長で15年間で、補助期間中に災害公営住宅に空き住戸が出た場合には、代替で民間賃貸住宅に入居している方を優先的に案内することとした。

なお、この事業は、一般的に住宅の確保が難しいとされる障がい者や高齢者の方などを支援する国土交通省の補助制度（新たな住宅セーフティネット制度）を全国で初めて被災された方に向けて活用することとしたものである。

災害公営住宅の抽選に外れた約80世帯の方が民間賃貸住宅を借りられる場合に、災害公営住宅と同程度の家賃で暮らせるよう家賃補助を行います。
補助額は、所得に応じて **最高 月31,000円（最長15年）**

登録された物件の中から、立地・間取り・家賃などを考慮し、選ぶことができます。

※登録する物件は、一定以上の広さや、一定の設備を備える必要があります。

※家主（事業者）には、入居者は、被災された方で、高齢者・単身者が多い旨を説明し理解していただきます。

区分	入居世帯の所得 (月額所得)	補助額	真備町の平均的な家賃 (災害公営住宅の最多間取り2DK)	補助後の本人負担額	災害公営住宅 想定家賃
1	0～104,000円	31,000円	50,000円 程度	19,000円 程度	19,000円 程度
2	104,001～123,000円	28,000円	50,000円 //	22,000円 //	22,000円 //
3	123,001～139,000円	25,000円	50,000円 //	25,000円 //	25,000円 //
4	139,001～158,000円	22,000円	50,000円 //	28,000円 //	28,000円 //
5	158,001～186,000円	18,000円	50,000円 //	32,000円 //	32,000円 //
6	186,001～214,000円	13,000円	50,000円 //	37,000円 //	37,000円 //
7	214,001～259,000円	6,000円	50,000円 //	44,000円 //	44,000円 //
8	259,001円～	0円	50,000円 //	50,000円 //	50,000円 //

同程度となる

被災者向け民間賃貸住宅家賃助成事業の概要

6 災害廃棄物への対応

真備地区では、浸水が解消した直後から住宅地や道路脇、国道 486 号沿い、井原鉄道高架下などに大量の災害廃棄物が積み上げられていったが、自衛隊をはじめ環境省、岡山県建設業協会、岡山県産業廃棄物協会、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、倉敷市一般廃棄物収集運搬許可業者、その他多くの自治体職員、ボランティアの方々の協力により、8月25日までに街中からの災害廃棄物の撤去をおおむね完了することができた。



井原鉄道高架下の災害廃棄物

この度の災害によって市内で発生した災害廃棄物は、全体で約 34 万 3 千トン（市内で 1 年間に処理する一般廃棄物の約 2 倍の量）にのぼり、全ての災害廃棄物の処理を令和 2 年 5 月 23 日に完了した。

1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物は、事業活動に伴って生じたものではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により一般廃棄物とされるため、倉敷市が実施主体となる。

そのため市では、平成 29 年 2 月に策定した倉敷市災害廃棄物処理計画を踏まえ、計画的かつ効率的な災害廃棄物の処理に向けて、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物発生量の推計を行うとともに、発生した災害廃棄物の処理方針等を定めた。なお、発災から 1 年後には、処理の進捗状況や処理実績に基づき、実行計画の改定を行った。

2 災害廃棄物の収集運搬

(1) 災害廃棄物の排出状況

浸水被害を受けた民家・事業所等では、家財道具、商品、備品資機材等の大半が災害廃棄物となった。片付け作業は浸水が解消しはじめた 7 月 8 日頃から一斉に始まり、仮置場や道路脇等には大量の災害廃棄物が排出された。さらに、7 月 9 日より、市が地域の衛生状態の確保及び片付け作業中の切り傷等による破傷風予防のため、水道の試験通水を開始したことで、7 月 10 日頃には片付け作業が本格化し、至る場所で災害廃棄物の山が出来はじめた。中には道路を塞ぎ、緊急車両や歩行者の通行に支障が生じる場所も多くあった。市では仮置場への排出を呼びかけたが、ほとんどの被災者は車も被災しており運搬手段に欠け、また住宅内や敷地内の衛生環境を改善させるためにも、廃棄物の身近な場所への排出はやむを得ないものだったと考えられる。

また、家屋内の家財等を一式排出した後は、カビの発生を抑制するため床材や壁材の撤去作業が行われ、剥がした床板や断熱材、石膏ボードのような通常家庭ごみとして出さないような廃棄物や、床下や敷地内へ流れ込んだ土砂等も排出されていった。



道路脇に積み上げられた災害廃棄物

(2)家庭ごみの収集

真備地区の家庭ごみ収集を行っている市の委託業者も、浸水被害で事務所や車両が水没し、収集業務が不可能な状態となっていたため、市が直営で収集を行うこととした。しかし、発災当初の被災地ではごみステーション自体の破損、流出に加え、大量の災害廃棄物がごみステーションを覆っており、収集作業や選別が困難な場所も多かった。

また、避難所から出るごみの収集についても、避難所担当者からの依頼により収集を行った。



災害廃棄物で覆われたごみステーション

(3)災害廃棄物の収集

7月9日には、災害廃棄物の持ち込み場所となる仮置場を開設するとともに、災害廃棄物の特別収集体制を組み、市や委託業者が道路脇等に排出された災害廃棄物の収集を開始したが、想像を絶する速度と分量で災害廃棄物が排出されていき、次第に収集が追いつかなくなった。真備地区内を東西に走る主要な幹線道路である国道486号沿いには、奥行き約10m、高さ約4mの廃棄物の山が約4km以上にわたって積み上げられていった。また、季節柄、衛生状態の悪化への対応も急務であった。



そのため、7月10日に、市長から県及び自衛隊に対して災害派遣業務としての災害廃棄物撤去業務の要請を行い、対応可能な車両から順次撤去作業を開始するとともに、大規模な作業開始に向けて仮置場の整備や搬出経路等の確認を行っていった。7月13日からは本格的な撤去作業が開始され、ピーク時には約1,500人体制で、約150台の車両や重機を使って撤去作業が行われた。その結果、7月24日には、自衛隊による国道486号沿いの災害廃棄物の撤去が完了した。

また、同じ頃、大阪市・横浜市をはじめとする自治体や岡山県建設業協会、岡山県産業廃棄物協会、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、倉敷市一般廃棄物収集運搬許可業者等による作業も日々強化された。ピーク時には1日に最大で約250台の車両や重機を投入し、井原鉄道の高架下から住宅地の路地に至るまでくまなく作業を行ったことにより、8月25日には真備地区の住宅地や道路脇等に排出された災害廃棄物の撤去をおおむね完了することができた。

他の自治体からの収集支援
横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、交野市、岡山市、津山市、赤磐市、新見市、高松市、北九州市、鹿児島市
仮置場での分別指導支援
岡山県、盛岡市、松島町、福島市、郡山市、川崎市、八王子市、大津市、鳥取市

8月26日以降の災害廃棄物の排出方法については、仮置場での受け入れを原則とし、仮置場への持ち込みが困難な被災者については、市が委託した業者が被災者からの依頼に応じて収集を行う戸別収集方式に切り替え、令和元年12月31日まで収集を継続した。

3 災害廃棄物仮置場の管理・運営

生活環境保全上支障となる災害廃棄物を被災地区から速やかに撤去するため、災害廃棄物等の一次仮置場を真備地区内に設置した。また、真備地区内の仮置場スペースを維持するためにも、西部ふれあい広場をはじめとする真備地区外の広大な仮置場へ随時搬出を行い、最終的には、二次仮置場へ搬出することとした。また、公費解体等に伴う解体廃棄物については、玉島E地区フラワーフィールドへ搬入先を一本化した。



応援自治体・ボランティアによる災害廃棄物撤去作業



自衛隊による災害廃棄物撤去作業



市職員による災害廃棄物撤去作業



民間事業者による災害廃棄物撤去作業

区分	目的・定義
一次 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 被災者自らが、片付けごみ及び土砂混じりがれき類を撤去する場合の持込場所 被災家屋等から収集運搬した災害廃棄物等を一時的に保管する場所 家屋等解体廃棄物を、既存処理施設へ搬出するまでの間、保管する場所
二次 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場で分別が不十分な災害廃棄物等を一時的に保管する場所 中間処理施設（選別・破碎機等）を設置し、災害廃棄物等の処分を行う場所

(1)一次仮置場（真備地区内）

①開設箇所：7 か所

②仮置場の管理・運営状況

仮置場の名称	面積(㎡)	開設日	受入終了	搬出完了
吉備路クリーンセンター	11,200	7月9日	令和2年 3月31日	令和2年 4月15日
マービーふれあいセンター駐車場	11,400	7月10日	12月10日	12月26日
真備浄化センター	8,800	7月15日	12月10日	12月15日
呉妹小学校運動場	4,700	7月13日	7月15日	7月27日
真備東中学校運動場	13,300	7月13日	7月21日	8月2日
真備中学校運動場	11,300	7月17日	9月3日	10月20日
真備陵南高等学校運動場	5,000	7月14日	7月25日	8月1日

③仮置場開設後の状況

7月9日に吉備路クリーンセンターに隣接する多目的グラウンドを、一次仮置場として開設して以降、真備地区内に一次仮置場を順次開設した。

仮置場開設直後には、軽トラック等による持ち込み車両が増加し、周辺道路には渋滞が発生した。また、災害廃棄物の搬入量が多く、積み上げ作業や搬出が間に合わず仮置場が満杯となり、受け入れを一時的に停止する仮置場もあった。



吉備路クリーンセンター仮置場



仮置場出入口付近の渋滞状況

そこで、真備地区内に存在する一次仮置場の容量確保のため、西部ふれあい広場をはじめとする真備地区外の広大な仮置場を開設し、随時搬出を行った。また、土砂及びコンクリート殻専用の仮置場として真備浄化センターを開設した。



マービーふれあいセンター駐車場仮置場



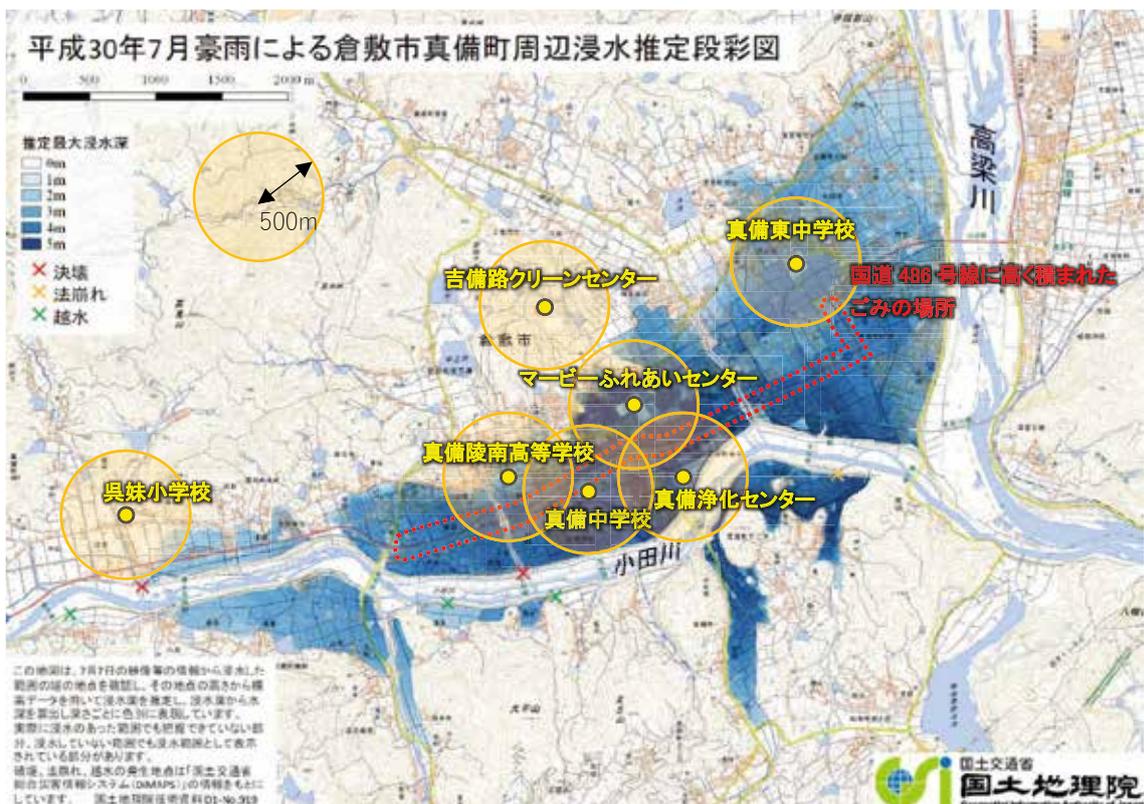
真備浄化センター仮置場



真備東中学校運動場仮置場



真備中学校運動場仮置場



真備地区内の一次仮置場の場所(地図の出典:国土交通省国土地理院)

(2)一次仮置場（真備地区外）

①開設箇所：5 か所

②仮置場の管理・運営状況

仮置場の名称	面積(m ²)	開設日	受入終了	搬出完了
西部ふれあい広場	31,000	7月11日	8月1日	10月19日
増原公園	8,800	7月26日	8月7日	10月13日
海技大学校跡地	5,000	8月1日	9月28日	9月28日
玉島の森	15,400	8月2日	9月14日	10月19日
玉島E地区フラワーフィールド	26,000	8月20日	令和元年 12月28日	令和元年 12月28日

③仮置場開設後の状況

真備地区内に存在する一次仮置場の容量確保のため、西部ふれあい広場仮置場をはじめとし、真備地区外で順次仮置場を設置した。西部ふれあい広場では、自衛隊車両を中心に最大で1日延べ約900台の搬入があり、前面道路に搬入待ちのための長蛇の列ができた。真備地区外に搬出するため、災害廃棄物搬出車両からごみが落ちる事があったため、荷台にネットをかけることを啓発するとともに職員で仮置場搬入道路のごみ拾いをした。また、仮置場から生じる粉塵対策のため散水車による飛散防止対策を実施した。



玉島の森仮置場



西部ふれあい広場仮置場

玉島E地区フラワーフィールド仮置場は、公費解体に伴う家屋等解体廃棄物（費用償還対象となる自費解体を含む。）専用の仮置場として8月20日に開設し、8月31日以降は岡山県へ事務委託を行い、岡山県の管理となった。そのため、開設に必要な仮設工事や鉄板敷設等は倉敷市が行い、管理運営や復旧等は岡山県が行った。



玉島E地区フラワーフィールド仮置場

フラワーフィールドでは、解体廃棄物の搬入・搬出時に計量を行い、計画的に処分場に搬出できるよう管理を行った。また、分別された種類ごとの受け入れを徹底することで、木くずやコンクリート殻など、できる限り再生処理を行った。

(3)二次仮置場

一次仮置場に搬入された廃棄物のうち、混合廃棄物等は、二次仮置場として設置した岡山県環境保全事業団水島処分場へ搬送し、中間処理（破碎・選別・処理）を行うため、熊本地震の際にも使用された破碎選別機等を活用し、リサイクル・処分を行った。なお、岡山県環境保全事業団水島処分場の管理運営及び処理業務については、岡山県へ事務委託を行った。

仮置場の名称	面積(㎡)	開設日	受入終了	搬出完了
岡山県環境保全事業団水島処分場	110,000	7月31日	令和2年1月21日	令和2年4月16日



岡山県環境保全事業団水島処分場二次仮置場

4 被災家屋等の解体撤去への支援

8月6日に、半壊以上の損壊した被災建造物や民有地内に流入した土砂等のうち、生活環境保全上の支障があるものについて、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的として、公費による解体・撤去及び処分を行う公費解体制度と、自ら被災建造物の解体・撤去等を実施した方への費用償還（自費解体）制度を創設した。

(1)公費解体制度

当初、9月16日から平成31年3月29日までを申請期間とし、令和元年9月末までの解体完了を目標としていた。しかし、解体するかどうか決めかねている方々も多く、令和元年6月末まで受付を延長し、さらに、権利関係が複雑な空き家や意見集約に時間がかかる地区集会所等についての申請を勧奨する等の理由から、令和元年12月27日まで申請の受付期間を再度延長した。

申請受付は本庁1階展示ホール及び真備公民館の2か所で行うこととしたが、開始当初は申請者が殺到することを想定し、会場の大きさ、職員配置等の都合から、1日の申請件数に上限を設け、抽選という形をとった。9月16日の初日は両会場ともに受付限度を超える申請者が来場（本庁展示ホール：164組、真備公民館：110組）したが、2日目からは来場者が減り、3日目以降は来場順に申請受付を行った。

最終的な申請受理件数は1,510件で、取下げ111件や半壊未満のため対象外となった5件を除く1,394件の解体が令和2年5月23日に完了した。解体経費は合計で約36億円であった。



公費解体制度説明会の様子



申請受付初日の来場者(9月16日)



申請受付の様子(真備公民館)



申請受付の様子(本庁展示ホール)

(2)費用償還（自費解体）制度

自費により解体・撤去等を実施した方に対しては、民法の規定に基づき解体撤去費の費用償還を行うこととし、本庁展示ホール及び真備公民館において8月6日（真備公民館は8月13日）から平成31年3月29日まで申請を受け付けた。なお、8月20日からは一次仮置場（玉島E地区フラワーフィールド）に解体廃棄物を搬入する許可証の発行も開始した。

最終的な申請受理件数は 1,210 件で、半壊未満のため対象外となった 1 件を除く 1,209 件の償還が令和 2 年 2 月 6 日に完了した。償還額は合計で約 24 億円であった。

(3)公費解体（自費解体）に係る事務処理

公費解体を実施するに当たっては、制度設計をはじめ、申請様式の作成、解体単価の設計、説明会の開催、申請相談・受付、建物等の登記・権利（相続）関係の確認、入札、支払等、膨大な量の業務となった。解体業務を担当する災害廃棄物対策室では、最大で 44 人体制で業務を行ったが、非住家における建物の被害認定調査や工事監理業務等、専門的な知識を必要とする業務も多かったため、建築技師の OB 職員をはじめとする嘱託職員や、他自治体からの派遣職員の応援を受けて業務を行った。

また、アスベスト調査や解体現場での立会、測量業務等についてはコンサルタント業者への委託を行った。

(4)解体業者との契約

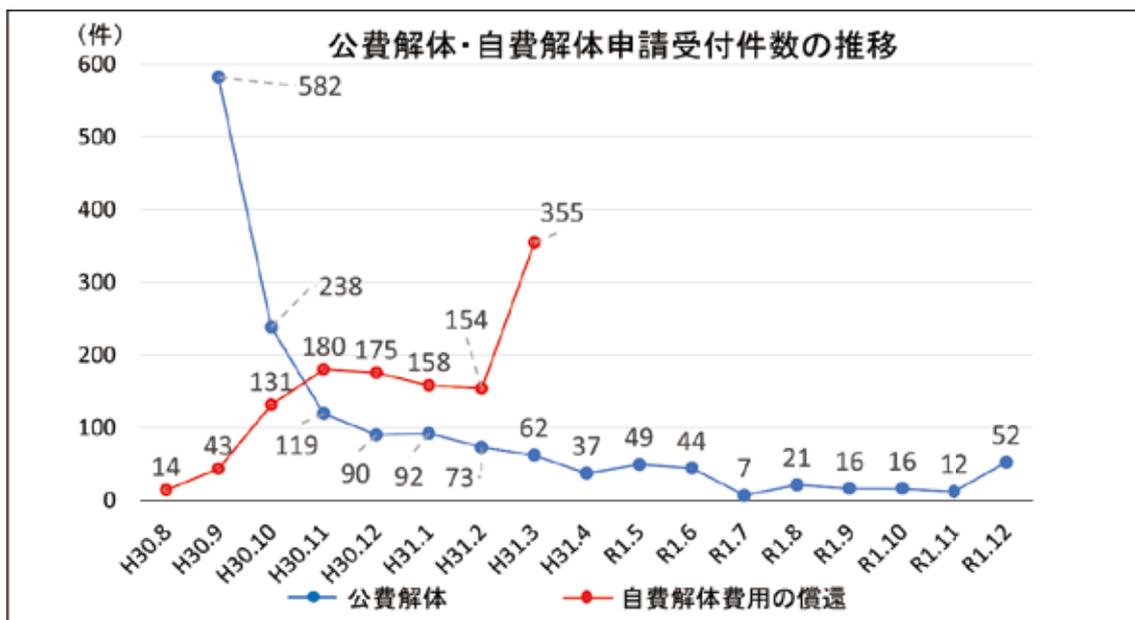
公費解体にかかる解体業者への発注方法としては、解体業務への早期着手を優先するため、市内の登録業者を対象とした入札方式を採用した。解体工事の順番は原則として受付順とし、10～30 件程度をまとめて順次入札を実施した。

(5)公費解体及び自費解体費用の償還の経緯

年月日		事項
平成 30 年	8 月 6 日	公費解体コールセンター開設
	8 月 20 日	解体廃棄物専用の仮置場玉島フラワーフィールドを開設（自費解体に伴う特別搬入許可証交付開始）
	9 月 8・9 日	真備公民館で住民及び事業者へ公費解体説明会開催
	9 月 16 日	真備公民館・倉敷市役所本庁で公費解体申請受付開始
	10 月 24 日	入札参加対象業者に公費解体業務の入札説明会を開催
	11 月 13 日	第 1 期（発注 49 件）の公費解体受託業者と契約
平成 31 年	2 月 8 日	6 月 28 日まで公費解体申請受付期間延長を公表
令和元年	6 月 3 日	12 月 27 日まで公費解体申請受付期間再延長を公表
	12 月 27 日	公費解体申請受付終了
令和 2 年	5 月 23 日	公費解体全件終了



家屋解体の様子



5 災害廃棄物の処理方法

道路脇や仮置場等で収集した災害廃棄物や被災家屋等の解体廃棄物は、廃棄物の種類ごとに次のように適正処理を行った。なお、仮置場へ分別して持ち込まれた災害廃棄物については、直接処理業者に引き渡すことができ、処理の迅速化に繋がった。

災害廃棄物の種類	主な処理方法
木くず	破碎選別後、燃料用チップ等として利用
布団	切断処理後、エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理
ソファ・ベッド	破碎処理後、繊維くず等はエネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理、金属等は再資源化
畳	切断処理後、エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理
その他可燃物	エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理
不燃物	破碎処理後、金属等を回収し、再資源化、その他不燃物は埋立処分
金属くず	再資源化
ブロック・瓦	ブロックは砕石等として再利用 瓦は埋立処分を基本とし、再利用を検討
コンクリートがら	砕石等として再利用
家電4品目 (テレビ・冷蔵庫、洗濯機・エアコン)	リサイクルが見込める場合は、家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬出し、家電メーカーにてリサイクル リサイクルが見込めない場合は、小型家電と同様に処理
小型家電	破碎選別後、可燃物はエネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理し、金属くず等は資源化、その他不燃物は埋立処分
混合廃棄物	破碎選別後、可燃物はエネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理、分別された木くず、コンクリート殻、金属くず等は回収し、資源化、分別された不燃物は埋立処分
土砂混じりがれき類	分別後、可燃物はエネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理、金属くず等は資源化、土砂は土木資材として再生利用、その他不燃物は埋立処分

6 災害廃棄物処理の実績

(1)災害廃棄物処理量

令和2年5月23日に市内で発生した災害廃棄物の処理が全て完了し、最終的な処理量は約34万3千トンで、うち約23万9千トンが被災家屋等の解体で発生した廃棄物、約10万4千トンが片付け等で発生した廃棄物であった。

(2)災害廃棄物処理経費

災害廃棄物の処理経費は全体で約170億円となる見込みで、主なものは岡山県への事務委託に伴う経費が約77億円、公費解体及び自費解体に伴う経費が約60億円、仮置場の管理運営に伴う経費が約14億円、災害廃棄物の収集運搬に伴う経費が約8億円となっている。

財源については、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し、特別交付税措置と合わせると、市の実質負担は約2.5%となる。

7 子育て世帯への支援

1 児童福祉施設等の対応

(1)保育園等（5園、園児約390人）

真備地区の保育園は、園舎等に大きな被害を受け、自園での保育ができないため、被災後から8月にかけては、そこに通園する園児に対して、緊急的な一時預かりのほか、避難先場所付近での代替保育（7月18日から10月31日まで）などを実施した。

また、平成31年3月まで保育料の減免（対象者：514人）を行うとともに、代替保育を実施する民間保育園等を通じて利用者（対象者：38人）には、必要となる園用品等を支給した。

①まきびの里保育園

穂井田地区の旧幼稚園園舎を借用し、仮園舎として保育を再開した。その後、まきびの里保育園敷地内に9月3日から仮設園舎を建設し、11月1日から保育を開始した。令和3年秋に現地において新園舎が完成予定である。

②真備かなりや保育園・真備かなりや小規模保育園・真備かなりや第二小規模保育園

市の預かり保育等の利用や運営法人系列の2園等で代替保育を実施。7月30日から真備かなりや保育園の被災園舎2階を復旧し、3歳児以上の保育を再開した。

9月から3歳児未満についても可能な限り真備かなりや保育園の2階にて保育を再開し、11月から真備かなりや保育園と真備かなりや第二小規模保育園がそれぞれの保育園敷地内での園舎の復旧を完了し、保育を全面的に再開した。平成31年2月から真備かなりや小規模保育園の被災場所での復旧工事が完了し、保育を再開した。



まきびの里保育園 仮園舎での運動会(11月24日)

③ナーサリーあんど（まび記念病院内）

他市の施設を借用し保育を再開し、その後、柳井原地区の民間企業の協力を得て、施設の一部を借用し、保育を実施した。平成31年2月1日から同保育園敷地内での復旧工事が完了し、保育を再開した。

保育園名	仮設で再開した年月日	仮設園舎	復旧再開した年月日
まきびの里保育園	9月1日	旧穂井田幼稚園舎	令和3年秋（予定）
	11月1日	まきびの里保育園敷地内	
真備かなりや保育園	7月30日 （3歳児以上） 9月1日 （3歳児未満）	真備かなりや保育園園舎2階	11月1日
真備かなりや小規模保育園			平成31年2月1日
真備かなりや第二小規模保育園			11月1日
ナーサリーあんど	7月12日	他市施設	平成31年2月1日
	9月24日	柳井原民間企業施設	

(2)児童クラブ（6クラブ、児童約200人）

被災直後から、長尾・船穂・穂井田・呉妹など他地区の児童クラブで、閉所したクラブ在籍児童の受け入れを行った。なお、長尾では市外・県外の支援員の応援も得て実施した。また、平成31年3月分まで保育料の減免を行った（対象者：180人）。

①箭田にこにこ児童クラブ

8月27日から真備公民館二万分館において事業を再開し、10月9日からは二万小学校敷地内に整備した箭田小学校仮設校舎の一室で事業を実施した。箭田小学校の改修完了後、令和2年2月18日に復旧し、従来の施設で事業を再開した。

②かわべっこ児童クラブ

9月3日から菌小学校の菌児童クラブ専用施設の2階において事業を再開し、10月9日からは菌小学校敷地内に整備した川辺小学校仮校舎の一室で事業を実施した。令和2年1月6日から被災場所で建て替えた専用施設（2階建て）で事業を再開した。

③まびっこ岡田児童クラブ、にまっこ児童クラブ、呉妹たんぽぽ児童クラブ、菌児童クラブ

まびっこ岡田児童クラブ、にまっこ児童クラブは、被害を受けなかったが、小学校校舎と同様に避難所となり、学校が再開された9月3日から児童クラブを再開した。

呉妹たんぽぽ児童クラブは、呉妹小学校内の特別教室で事業を再開した。菌児童クラブ（専用施設）は被災を免れ、早期に事業を再開した。

(3)児童館

被災後は休館していたが、10月1日からは真備支所北隣の真備保健福祉会館3階大会議室の一部を「臨時真備児童館」として、事業を実施した。児童館が復旧までに、延べ26,007人（保護者を含む）が利用した。

12月1日には、「まび児童館まつり」を開催。以後、真備の子どもたちの居場所を提供した。

児童館は、令和元年9月から災害復旧工事を実施し、令和2年3月22日に被災場所で完全復旧した。真備児童館以外の市内5児童館・児童センターも7月11日から31日までは全館休館し、被災したため休館中の真備児童館の職員を含めた全職員で複数班を編成し、真備地区・水島地区の避難所や被災地の幼稚園などを巡回し、被災した子どもに遊びの提供を通じた心身のケアを実施した（利用者：2,557人）。



児童館職員による被災地における活動

8月からは、真備地区以外の児童館・児童センターは開館したものの、5児童館・児童センターとも夏の行事やクラブ活動を極力行わず、各館週1回の臨時休館日を設けて、引き続き真備地区に職員を派遣し支援活動を行った。

(4)一時的に保育が必要となる児童への対応

7月9日から乳幼児の緊急一時保育を無料で市内14か所の保育園等で実施。日曜日及び祝日も市内5園で就学前児童の緊急的な一時預かりを実施した。

7月14日からは、市内の複数の地域子育て支援拠点が連携し、避難所近隣の幼稚園で市内大学の学生ボランティアの協力も得ながら乳幼児（0から5歳児）の一時預かりを実施した。なお、7月17日からは、0歳児から2歳児を対象として真備公民館二万分館に場所を移して取り組みを継続し、11月からは、従来の一時保育実施場所（真備かなりや）で再開した（利用者：275人）。

また、教育委員会と連携し、岡田、菌、二万幼稚園を活用し、幼稚園・保育園の職員・OBや学生ボランティアによる3歳児から5歳児までの預かり保育を無料で実施した（7月20日から8月末。岡田幼稚園では土・日曜日及び祝日も小学3年生も含め実施、利用者：3,151人）。



乳幼児の一時預かりに取り組む地域子育て支援拠点の職員や学生ボランティア(二万分館)

これらの活動により、親は被災家屋の片付け、各種申請手続き、住宅再建等に取り組む時間を確保することができ、生活再建に大きくつながったといえる。

(5)子育て中の親子の居場所・相談場所確保の取り組み

被災を受けた真備地区の子育て家庭に居場所を提供するため、市内の地域子育て支援拠点事業のうち4拠点（地域子育て支援センター真備かなりや、遍照地域子育て支

援センター、みんなの広場・ぽっかぽか、子育てひろば「ほっとハウス」が、イオンモール倉敷と連携し、地域子育て支援拠点体験イベント『親子でお出かけ ふらっと広場 in イオンモール倉敷』を開催している。(令和元年5月23日に初回開催)

親子への遊び場所提供(絵本、おもちゃ等)、親同士の交流や情報交換の場、スタッフによる育児相談・情報提供等、身長・体重計測等を実施しており、仮設住宅やみなし仮設住宅に入居中の親子だけでなく、子育て中の親子の交流の場としても定着している。



親子でお出かけ ふらっと広場
in イオンモール倉敷

(6) 子育て相談の取り組み

子ども相談センターの職員が避難所を訪問し、子どもに関する相談に応じるとともに、相談連絡先を記載したチラシを配布。

また、必要に応じて地域の子育て家庭を訪問し相談支援を行った。

(7) 母子父子寡婦福祉資金の償還期間の延長

真備地区の被災者に対して、償還が困難な場合には相談するよう案内文を、納付書とともに送付した。相談のあった2件について延長を行った(1年以内の延長)。

(8) 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の臨時受付窓口の開設

住所地管轄福祉事務所が所管していた、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の事務について、被災後は、真備支所分は本庁及び水島、児島、玉島社会福祉事務所で事務を代行した。

また、真備地区の児童扶養手当現況届については、提出期間を9月末まで延長し、9月2日(日)には真備支所に臨時窓口を開設し、受け付け対応を行った。

8 児童・生徒への支援

1 発災前後の対応

(1) 児童生徒の帰宅と被災後の安否確認の実施

7月5日の夜に、市内に土砂災害警戒情報が発表されたことを考慮して、7月6日、全市立幼・小・中・高、支援学校の児童生徒を帰宅させた。

その後、真備地区での浸水被害を受け、7月7日から、「eこねっと(メール配信システム)」等を活用して児童生徒の安否確認を開始した。



箭田小学校(7月7日)

7月10日頃には教職員を含め大半の児童生徒の安否及び所在を確認できたが、水島地区や総社市など、真備地区以外の避難所等に避難している児童生徒も多くおり、引き続き、所在確認に努め、7月19日から始まった学用品の配布時には、全児童生徒が、担任教員と顔を合わすことができた。

(2)被災後の真備地区学校園の休校

7月9日、10日は、全市立幼・小・中・高、特別支援学校を休校とした。また、真備地区の市立幼・小・中・高等学校は、多くの幼児児童生徒が被災していることや、被災して校舎が使用できないこと、また、浸水を免れた岡田・菌・二万小学校は避難所となっていることなどから、前倒しして夏休みとすることとした。



災害廃棄物の仮置場となった真備東中学校
(7月16日)

2 被災校舎の復旧・授業の再開

(1)教育委員会による復旧作業

7月20日から8月10日までの間、真備地区以外の全ての市立小・中・高等学校の教職員が、協力して被災した学校園の片付けや清掃等の復旧作業を行った。

(2)学校園の再開

7月19日、市長及び教育長が真備地区の学校再開方針を発表した。9月3日から2学期の授業を再開することと、なるべく早く真備地区内の自校もしくは他校の敷地に仮設プレハブ校舎を建設して戻れるようにするが、それまでの間(約1か月程度)は、玉島地区・水島地区の他の学校の施設を間借りして、今までと同じクラスで授業を行う。市で避難所や仮設住宅等から通う児童生徒のために送迎用スクールバスを運行するため、転校の必要がないこと、そして、元の校舎を早期に元の場所で復旧させることを発表した。

9月3日から学校園を再開。被災のため使用できない学校園は、右表のとおり、玉島・水島地区の施設を間借りして、学校園を再開した。

被災学校園	間借り施設
川辺幼稚園	菌幼稚園(合同保育)
箭田幼稚園	二万幼稚園(合同保育)
川辺小学校	連島東小学校・幼稚園
箭田小学校	玉島小学校・県立玉島高等学校
真備中学校	倉敷芸術科学大学
真備東中学校	霞丘小学校
真備陵南高等学校	市立工業高等学校



菌小学校での2学期始業式の様子(9月3日)。この時点では、体育館に避難者の方がおられる状況で、学校生活との共同での利用であった。

(3)仮設校舎建設場所

被災のため使用できない学校園は、その学校や真備地区内の他の学校の運動場に仮設プレハブ校舎を建設し、授業を行った。

被災学校園	仮設校舎 利用開始日	仮設校舎の設置場所
川辺幼稚園	9月から継続	菌幼稚園で合同保育
箭田幼稚園		二万幼稚園で合同保育
川辺小学校	10月9日	菌小学校運動場
箭田小学校	10月9日	二万小学校運動場
真備中学校	10月1日	真備東中学校運動場
真備東中学校	10月1日	運動場に特別教室
真備陵南高等学校	10月15日	運動場に特別教室



真備陵南高等学校仮設校舎(同校運動場)



川辺小学校仮設校舎(菌小学校)

(4)被災した学校園の復旧工事

被災した学校園の校舎等は、平成31年4月から順次復旧工事に取りかかり、令和元年12月までに完了した。

被災学校園	着手	完了
川辺幼稚園	令和元年7月24日	令和元年12月13日
箭田幼稚園	令和元年7月17日	令和元年12月13日
川辺小学校	平成31年4月18日	令和元年10月31日
箭田小学校(南校舎ほか)	令和元年7月26日	令和元年12月13日
箭田小学校(屋内運動場ほか)	令和元年7月16日	令和元年12月13日
真備中学校(北校舎ほか)	令和元年7月12日	令和元年12月13日
真備中学校(屋内運動場ほか)	令和元年7月18日	令和元年12月13日
真備東中学校	平成31年4月19日	令和元年10月31日
真備陵南高等学校	令和元年7月18日	令和元年12月13日



川辺小学校 被災直後の教室



川辺小学校 復旧が完了した教室

(5)被災した学校園施設の供用再開

被災学校園	供用再開日
川辺幼稚園	令和2年2月12日
箭田幼稚園	令和2年2月18日
川辺小学校	令和2年1月8日
箭田小学校	令和2年2月18日
真備東中学校	令和2年3月2日
真備中学校	令和2年3月2日
真備陵南高等学校	令和2年2月3日



川辺小学校再開の日(令和2年1月8日)

3 教育支援

(1)学習サポート

①開設された全ての避難所に、小学1年生から中学3年生までの教科書及び文具を備えて「学習スペース」を確保した。

②水島地区の各避難所を経由する送迎バスを手配し、避難している児童生徒を対象とした「みんなの学習教室」を福田中学校内に開設して学習支援を行った。(8月1日～10日)

※避難所の学習サポートは、地域人材をはじめ、近隣の高等学校の生徒や大学の学生、NPO等からボランティアを募って実施した。

③平成31年1月から移動図書館車が真備地区において運行を開始した。

(2)小中学校の児童生徒送迎用スクールバスの運行

9月3日からの学校再開に合わせ、避難所や仮設住宅、みなし仮設住宅等で生活をしている児童生徒の通学のため、スクールバス(送迎)の運行を開始した。

	1日あたりの 利用児童生徒数	送迎手段	備考
平成30年9月	1,320人	バス38台とタクシー	玉島・水島地区の間借り施設への送迎
平成30年10月	1,080人	バス31台とタクシー	真備地区の仮設校舎への送迎
平成31年4月	961人	バス28台とタクシー	真備地区の仮設校舎への送迎
令和元年12月	746人	バス23台とタクシー	真備地区の仮設校舎への送迎
令和2年3月	189人	バス6台とタクシー	被災校全校が元の学校へ戻って授業を再開
令和2年4月	130人	バス4台とタクシー	1学期始業式
令和2年8月	54人	タクシー	2学期始業式

※令和3年3月に通学支援事業を終了（予定）

[バス送迎例] バスコース：川辺小学校の間借り施設である連島東小・幼稚園へのコース



スクールバスで登校する児童

(3)メンタルサポート

- ①8月中旬以降、学級担任やスクールカウンセラー、NPO等による、被災した児童生徒の実態聴取のための訪問を行った。
- ②学校再開に向けて、子どもとの接し方等に関する校内研修を夏季休業中に実施した。
- ③スクールカウンセラーを、被災した小・中・高等学校へ複数人配置するとともに、保護者の心のケアを目的として幼稚園にも配置した（利用：812件）。

④真備地区の市立小・中・高等学校の全ての児童生徒を対象に「心と体のアンケート」を実施するとともに、心理検査を行って心身等の実態把握を行った。

※「心と体のアンケート」は10月と12月、平成31年2月に実施、心理検査は10月と12月に実施（令和元年度、2年度も継続実施中）。

4 経済支援

(1)学用品の配布

- ①災害救助法に基づき、平成30年7月下旬以降、被災した真備地区在住の小・中・高・特別支援学校の児童・生徒へ教科書及び文具一式を支給した。
 - ②災害救助法に基づき、平成30年9月頃から、被災した真備地区在住の高等学校生徒（特別支援学校高等部含む）を対象に文具以外の学用品を支給した。
 - ③支援者からの支援物資情報と学校園の需要状況を調整し、学校園を通じて配布した。
- 主な支援物品は次のとおり。

学用品	絵具セット、習字セット、レインウェア、ヘルメット、水筒等
文房具	鉛筆、ノート等
カバン	ランドセル、3WAYバッグ、手提げバッグ等
被服類	運動靴、上履き、帽子等、学生服、体操服
学校備品	グランドピアノ、ジェットヒーター、パイプ椅子、ボール類等

(2)補助・扶助等

- ①平成30年7月豪雨により被災した児童・生徒の経済的支援のため、国の補助制度を活用し、通常の就学援助事業とは別に、新たに被災児童生徒就学援助事業を実施した。通常の就学援助事業では、前年所得の確認などを判定根拠としていたが、この被災児童生徒就学援助事業は、平成30年度に限り半壊以上のり災証明により認定することとした。
- ②平成30年7月豪雨により被災した児童・生徒の給食費について、平成30年7月分から平成31年3月分を就学援助事業において扶助した。

9 高齢者・障がい者への支援

1 被災された高齢者への対応

(1)高齢者支援センターの応援体制

真備高齢者支援センターが被災し、社用車も水没するなど、大きな被害を受けた。そのような中、被災者や支援者から多数の相談が寄せられたことで、真備高齢者支援センターだけで対応することが困難な状況となり、全地区の高齢者支援センターに協力を依頼した。



被害にあった真備高齢者支援センターの車

また、被害を免れた真備高齢者支援サブセンターでは、運営法人の協力を得て、併設する介護施設を開放し、避難者の受け入れや地域の方からの相談対応を行った。

(2)在宅高齢者への対応

- ①大きな被害を受けたものの比較的在宅で生活している方の多い服部地区の在宅高齢者の実態把握調査を7月13日から開始した。
- ②市保健所の全戸把握事業により、支援が必要と判断された高齢者の方への個別対応を、真備高齢者支援センター、真備高齢者支援サブセンターと協力し、実施した。
- ③9月以降は被害状況により優先順位をつけ、地区を分担し状況把握を実施した。(平成31年3月まで)。

(3)真備地区以外の高齢者（借上型仮設住宅居住者等）への対応

居住地の高齢者支援センターが、管轄内の被災者の相談対応やケアプランの作成、実態把握調査を実施した。市外在住の方には、居住先の自治体の居宅介護支援事業所と連絡を取り、支援の依頼を行った。

(4)避難所の高齢者への対応

①真備地区の避難所

自主避難所となっている熊野神社、蓮華寺、吉備路クリーンセンターを訪問し状況を把握するとともに、必要に応じて支援物資（飲料水等）を配布した。

高齢者支援センター・介護支援専門員協会が、岡田、二万小学校避難所を訪問し状況を把握した。



健康状態の聞き取りの様子

②真備地区以外での避難所

発災直後から各高齢者支援センターが、管轄内の避難所を訪問し状況を把握した。また、定期訪問による相談対応や体操等を実施し、心身の機能低下防止を図った。

③総社市内の避難所

真備地区の被災者が避難されている総社市の避難所を訪問し状況を把握した。

(5)他関係団体等との連携

①DWAT（災害派遣福祉チーム）との情報共有

岡田、菌、二万小学校避難所で対応中のDWATと、高齢者の状況等を情報共有した。

②介護支援専門員協会の協力

真備地区や総社市の避難所及び真備地区在住者の介護保険の手続き等について、介護支援専門員協会に対応を依頼し、協力をいただいた。

③JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）の協力

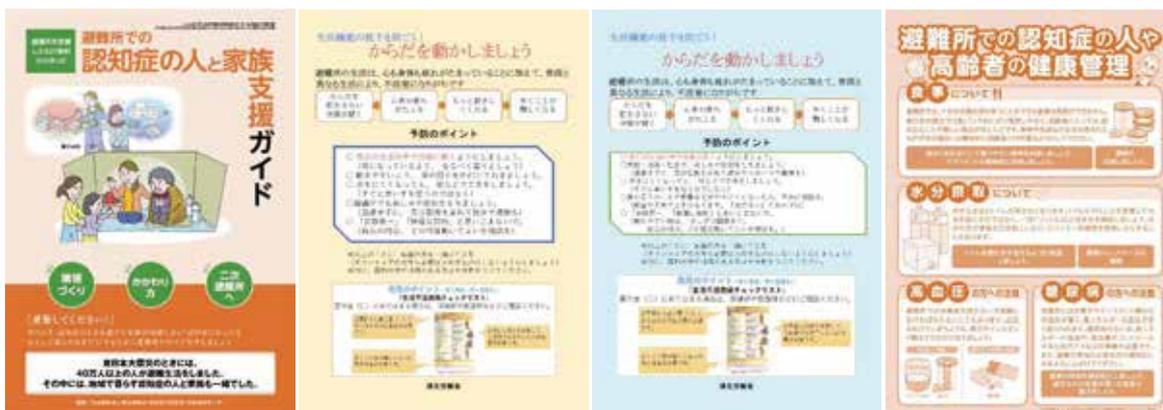
JRAT、真備高齢者支援センター、生活支援コーディネーターと協力し、孤立予防・介護予防に向けた取り組みを検討した。活動自粛中のサロンの再開のきっかけづくりに向けて具体的な取り組みを進めた。

④認知症初期集中支援チームとの連携による避難所支援

医師会へ委託している認知症初期集中チームが積極的に避難所に出向き、必要時にかかりつけ医や高齢者支援センターと連携した支援を行い、医療や介護へつなげる対応を行った。

(6)避難所関係者への情報提供

「避難所での認知症の人と家族支援ガイド」「生活不活発病の予防」「避難所での認知症の人や高齢者の健康管理」「災害時の心のケア」「遺族支援マニュアル」を避難所、支援者、支援機関へ配布した。



(7)復興に向けた地域づくりの取り組み

①高齢者支援センターによる取り組み

借上型仮設住宅等、住み慣れた所を離れて生活されている方への必要な支援について、全高齢者支援センター及びサブセンターの代表者と今後の取り組みを検討し、実施した。

- ア 借上型仮設住宅等に住む高齢者の実態把握調査の強化
- イ 新たな地域での交流のため、教室やサロン、地域のイベント等の情報提供
- ウ 各高齢者支援センター管轄の借上型仮設住宅等の住民を中心とした集いの場の開催
- エ 被災者と元々の地域住民が交流できる場の設定や、地域に馴染むための仕組みづくり

②生活支援コーディネーターによる取り組み

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が発災初期から真備地区の各小学校区を担当し、ニーズ把握及び復旧・復興に向けた地域支援活動等を行った。

- ア 被災者のニーズ把握及び市・支援者に向けた情報提供
- イ 地区の支援者・関係機関と協働した復興を目指すための会議等への参加
- ウ 地域住民の出会い・交流の場づくりを目的としたイベントの開催
- エ マイホーム再建講座等学びの場の企画・実施
- オ 担い手の養成と活躍の場のマッチング
- カ 建設型仮設住宅の新たなコミュニティづくりに向けた支援
- キ 地元住民・支援団体と連携した、借上型仮設住宅住民の出会い・交流の場づくり

ク 既存の居場所が借上型仮設住宅の被災者も参加できる居場所になり得ること等、サロン交流会を通して啓発

ケ 被災地で生まれた多様な支え合い活動を可視化した事例集「被災地発支え合い活動事例集“豪雨ニモマケズ”」を作成。市内全体に支え合い活動を広げる媒体として活用。



被災地発 支え合い活動事例集
「豪雨ニモマケズ」

2 被災された障がい者の方への対応

(1)被災された障がい福祉サービス利用児童の安否確認

障がい児相談支援事業所等の協力を得て、7月27日までに対象者全員（128人）の無事を確認した。被災直後は車中泊等もあったようだが、身内や知人等宅に避難している方が多く、一部の方（7%）は指定避難所で避難生活をされていた。

(2)総合療育相談センター相談対象児のうち、福祉サービスを利用していない児童についての現状把握

相談記録の中から住所地が真備地区の児童を抽出（205人）し、

- ・福祉サービスを利用していない（相談支援事業所がついていない）児童
- ・固定電話が不通であったため携帯電話の登録があるケース
- ・過去4年の間に相談があった児童

について、安否確認及び現状把握を実施し、全員(27人)の無事を確認した。

(3)被災児童の日中の預かりサービス等について利用日数の拡大

①被害を受けた障がい児・者の短期入所（ショートステイ）の利用可能日数

【西日本豪雨によって被害を受けた障がい児・者】

受け入れ先がある場合に限り必要な日数／月

対象児・者・・・西日本豪雨によって被害を受け、自宅での生活が困難な者
期間・・・障がい児・者が自宅で生活できるようになるまで当面の間

②倉敷まきび支援学校の児童生徒及び真備地区在住の障がい児の日中一時支援の利用可能日数（7月）

【日中一時支援日中型】

まきび支援学校の児童生徒・・・25日（8月と同じ日数）

真備地区在住の児童生徒・・・25日（8月と同じ日数）

【日中一時支援タイムケア型】

まきび支援学校の児童生徒・・・現行の支給決定日数のとおり

真備地区在住の児童生徒・・・23日

児童生徒を安全に預かることが可能であれば、人員配置基準を超えた受け入れを行っても差し支えないこととする。

③倉敷まきび支援学校の児童生徒及び真備地区在住の障がい児の日中一時支援の利用可能日数（8月）

【日中一時支援日中型】

(通常どおり)

【日中一時支援タイムケア型】

まきび支援学校の児童生徒・・・現行の支給決定日数のとおり

真備地区在住の児童生徒・・・・・・23日

児童生徒を安全に預かることが可能であれば、人員配置基準を超えた受け入れを行っても差し支えないこととする。

(4)日中一時支援事業所に対し、被災児童の緊急受け入れの可否の確認及び情報提供

- ・28事業所に確認し、21事業所が、「1～2人程度の受け入れ可能」「できるだけ対応します」を含め、受け入れ可能であることを確認し、相談支援事業所に情報提供した。
- ・21事業所に確認し、12事業所が、「エリア限定」「迎えのみ」「既存ルート内で対応」を含め、送迎対応可能であることを確認し、相談支援事業所に情報提供した。

(5)岡山県との共催で「ひとりじゃないよ親子カフェ＆相談会」を実施

頑張っている保護者に少しゆっくりしてもらうことを目的として、様々な支援者と交流のできる場を設けた。保護者とコミュニケーションを図ることで、被災後にどんな思いで生活をしていたのか、何を求めているのか等の現状把握や潜在的なニーズの掘り起こしに取り組んだ(NPO法人ペアレント・サポートすてっぷに委託)。

(6)生活介護事業所に対し、被災した事業所を利用していた方の緊急受け入れの可否の確認及び関係機関への情報提供

33事業所に確認し、18事業所が受け入れ可能(受け入れ可能人数は1～10人)であることを確認し、相談支援事業所や支所(福祉課)等に情報提供した。

10 見守り・相談支援等事業

1 倉敷市真備支え合いセンターの立ち上げと運営体制

被災者の孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援・生活支援と、住民同士の交流の機会の提供を目的として、9月3日に「市被災者見守り支援室」を開設し、10月1日に倉敷市社会福祉協議会に委託して、仮設住宅等の個別訪問等を行う「倉敷市真備支え合いセンター」を設立し、「被災者見守り・相談支援等事業」を始めた。

本事業は、厚生労働省の補助事業である「被災者見守り・相談支援等事業」を活用し、当時全国でも早く、被災後約3か月で個別訪問を行う専門のセンターを設立し、被災者の個別訪問を開始した。

支え合いセンターは相談員(社会福祉士)5人、見守り連絡員(2人1組で被災世帯を訪問)30数人、相談支援員(障がい者のいる世帯や不安を抱える世



支え合いセンターからのお知らせ

帯を専門) 2人等を中心とした約50人体制で運営している。

2 見守り・相談支援等事業

(1)見守り・相談支援の対象

本事業の対象は、真備地区内で被災された全世帯、約5,800世帯を対象としている。これは、住民票の所在地に関わらず、真備地区で被災された後に、市内に居住している世帯も市外に居住地を移動した世帯も等しく対象としている。

また、災害救助法における応急仮設住宅（建設型・借上型）や公営住宅の入居世帯だけにとどまらず、親戚・知人宅に仮住まいをしている世帯、被災当初より自宅にとどまっている世帯も対象としている。仮設住宅等の仮住まいから退去し、住まいを再建した世帯についても、一律に支援を終わりとはせず、個々の世帯の状況を見ながら、支援を行っている。

さらに、被災後に仮設住宅等に入居する際、また仮設住宅等からの移動、住まいの再建の際に、世帯の分離・統合が行われることも多く、こうした世帯の生活状況の変化にも配慮し、設立当初より継続した状況把握と支援を行っている。

(2)見守り・相談支援の内容

主なものは次の3点となる。

- ・仮設住宅等の個別訪問等を行い、見守りや生活上の困りごと等の傾聴
- ・必要な方には、行政サービスや関係機関へのつなぎ
- ・イベントや生活情報など、真備地区や居住地区の情報の伝達

具体的に個別訪問は、被災世帯を個別に訪問し、直接お話しを傾聴するアウトリーチ型の支援である。傾聴することで、少しでも不安等が和らぐ被災者については、そのような支援に努めつつ、健康面の不安等の専門的な支援が必要と考えられる被災者については、保健所等の行政サービス、病院等の関係機関・専門機関につなげている。

また、訪問の際には、真備地区や被災関連の情報、居住地区の情報を持参し、提供している。

また、公費解体制度や災害公営住宅の申込、仮設住宅の期間延長の意向の回答等、各制度の申請の締切等にあわせて、気になる世帯には担当部署と情報共有、連携しながら、注意して訪問していくことを続けている。



個別訪問の様子

[訪問件数]

年	月	訪問件数	年	月	訪問件数
平成 31年	1月	約 3,400 世帯	令和 2年	1月	延べ 約 25,600 件
	2月	約 4,800 世帯		2月	延べ 約 27,700 件
	3月	約 5,200 世帯		3月	延べ 約 29,200 件
	4月	約 5,900 世帯		4月	延べ 約 30,800 件
令和 元年	5月	延べ 約 9,100 件		5月	延べ 約 31,800 件
	6月	延べ 約 11,500 件		6月	延べ 約 33,200 件
	7月	延べ 約 13,400 件		7月	延べ 約 34,200 件
	8月	延べ 約 15,700 件		8月	延べ 約 35,600 件
	9月	延べ 約 17,000 件			
	10月	延べ 約 19,800 件			
	11月	延べ 約 22,500 件			
	12月	延べ 約 24,200 件			

※平成 31 年 4 月までは、被災された全世帯に最初の訪問等を行うことを優先していたため「訪問済みの被災世帯数」（月ごと）を計上している。4 月末で最初の訪問等を終えたため 5 月以降は訪問した回数を積み上げた「延べ数」（平成 31 年 1 月以降の延べ世帯数の累計）としている。

(3)個別支援会議

生活面での課題や、経済面・精神面など複合的な課題を抱えている世帯に対しては、必要な被災者支援制度や行政サービス、関係機関への確につながぐために、生活再建に向けて、それぞれの課題に応じた支援を考える「災害ケースマネジメント」の考え方に基づき、「個別支援会議」を実施している。

本市の個別支援会議は、以下の視点で個別世帯の検討を行っている。

- ・世帯の個別の課題の整理及び各支援機関による情報共有
- ・各支援制度の情報共有及び各支援機関の役割の明確化
- ・各支援制度へのつなぎ、制度間の調整
- ・支援制度の導入後の世帯の再建状況の進捗把握

また、個別支援会議のほかにも参加機関を絞ったケースカンファレンス等を行っており、迅速に個別世帯の情報と支援方針の共有ができるようにしている。

	開催頻度	参加機関数
個別支援会議	1 月に 1~2 回	10~13 機関
ケースカンファレンス	1 週間に 1 回	4~6 機関
ケース会議	随時（ほぼ毎日）	2~4 機関

[主な関係機関等]

(市内)		
・被災者生活支援室	・被災者住宅支援室	・障がい福祉課
・子育て支援課	・子ども相談センター	・地域包括ケア推進室
・保健所保健課	・保健所健康づくり課	・各保健推進室(支所)
・教育委員会		
(市外関係機関等)		
・基幹型地域生活支援センター(障がい者のいる世帯への支援等)		
・倉敷市生活自立相談支援センター(困窮が予測される世帯への支援等)		
・各高齢者支援センター(高齢世帯への支援等)		
・生活支援コーディネーター		
・民生委員・県・市社会福祉協議会・各種支援団体		

なお、個別支援会議は、被災世帯への個別訪問等、ひととおりの訪問等を終えた平成31年6月から開催している。

3 本市の見守り・相談支援等事業の特徴

(1)保健・医療・福祉分野の情報連携

当初から、市保健所保健師等による真備地区内の全戸把握事業による被災者の健康状態等の「保健・医療」分野の情報と、災害ボランティアセンターの個別世帯の支援等により把握した「福祉」分野の情報を統合して、事業を進めている。

また、被災者生活再建支援金の申請状況や仮設住宅等の入退去の情報等、被災者支援制度の情報や必要な一般施策の支援情報等も、個別訪問で把握した状況と被災者生活再建支援システム上で統合し、各世帯の状況が把握できるようにしている。

(2)関係機関との連携

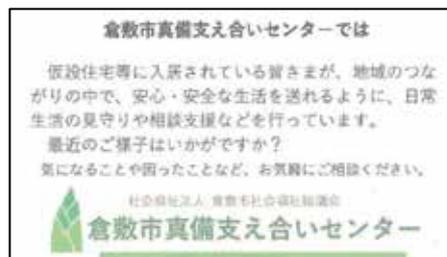
被災世帯の生活再建には、被災者支援制度だけではなく一般施策の支援制度も必要であるが、制度の利用に制約がある場合があるため、制度間の調整が必要になる。また、複合的な課題を抱える世帯に対して的確に制度利用を進めるためには、関係機関等との密接な連携が必要となる。

これらのことを考え、支え合いセンター設立当初から、障がい者のいる世帯や就労・家計の不安を抱える世帯に対しては、それぞれの専門スタッフが相談支援員として、訪問等を行っている。

また、個別支援会議等も効率的に運営できるよう、市内・市外の機関と連携を密に行っている。

(3)支え合いセンターからの絵手紙

支え合いセンターと被災世帯のつながりを切らないように、季節や節目の時期にあわせて、全ての被災世帯に絵手紙を送付している。



絵手紙

4 現状と今後

令和2年8月末現在、見守り対象の約5,800世帯のうち、定期的な見守りを継続していく必要がある世帯は、

- ・仮設住宅の入居世帯
- ・生活面の課題等がある世帯（生計の維持、情報の入手、手続き支援等）
- ・経済面、精神面等の複合的な課題等を抱えている世帯
- ・寂しさや不安を訴える等、孤立する可能性のある世帯
- ・自宅を再建したものの生活面の課題等がある世帯

等を中心として、約1,700世帯となっている。

時間の経過に伴い、被災世帯の生活再建のための需要が複合化・多様化していることもあり、より専門的な視点からの訪問・相談支援を行うため、必要な専門機関と連携し事業を継続している。

具体的には、住まいを再建した世帯のうち、高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯については、必要な相談や支援が受けられているかどうかを確認するため、ケアマネージャー等の専門職とともに訪問することとしている。また、自宅等をセルフリフォームしながら居住している被災世帯については、岡山県建築士会倉敷支部とともに訪問し、建築士によるアドバイスをを行う等を行っている。

被災世帯の再建事情は、それぞれで異なることから、今後も被災者の見守りとともに個別支援会議の取り組み等を通じて、関係機関とも連携し適切な支援が行われるよう、継続する。

11 被災農業者への支援

1 被災状況の確認

7月7日（真備地区は7月9日）から、市内全域の農業関連の被災状況の確認を開始したが、被害は、倉敷市全域に広がっており、その全容の把握は非常に困難を極めた。

しかしながら、農地及び農業用施設の災害復旧事業として国の補助を受けるためには、発災年中に農林水産省及び財務省の災害査定を受ける必要があり、また、真備地区における農業者の営農意欲持続のためには、翌年度の水稲の作付を行うことが必要であるとの認識から、農林水産省職員で構成された災害派遣チームである水土里（みどり）派遣隊（延べ41人）の協力も得ながら、迅速な被災状況の確認に努めた。また、被災府県で多くのため池が決壊したことにより、農林水産省職員が中心となって市内のため池の緊急点検を行い、ため池の安全確認に努めた。

農業被害の確認に当たっては、水稲の被災状況を中心として、倉敷地区農業共済事務組合（現岡山県農業共済組合倉敷支所）の協力により、速やかな被害状況調査と共済金の支払いを行うことができた。



水田への土砂や雑物の堆積状況
（服部地区：平成30年7月）



決壊したため池
(妹地区(鷲峰山池):平成 30 年 8 月)



水路への災害漂着物の流入
(有井地区:平成 30 年 7 月)

2 応急対策の実施

平成 30 年は豪雨災害後 2 か月の間に、台風 12 号、15 号、20 号、21 号、24 号と 5 つの台風が本市に接近した年であった。特に浸水被害の大きかった真備地区においては、市街地を含む地区内の排水を農業用排水路及び農業用排水機場が担っており、水路が土砂や災害漂着物で閉塞し、排水機場が機能を停止している状態では、再度浸水被害が発生するおそれがあったため、早急に状況を改善する必要があった。

このため、真備地区内では国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 及び自衛隊の支援も受けながら、7 月 29 日の台風 12 号接近までに幹線排水路内の土砂・災害漂着物 (発泡スチロール、材木、家具、家電製品等) の撤去等をおおむね完了した。また、浸水により機能停止した排水機場の代替として国土交通省よりポンプ車 6 台を借り受け、真備地区内主要個所に配置し、本市職員が操作する体制を整え台風に備えた。

また、ため池堤体下流部に損傷を受けた山地下池 (庄地区) においては、決壊のおそれがあったため、7 月 10 日より据え置き型ポンプ 3 台と国土交通省のポンプ車による緊急排水を実施した他、市内全域においてブルーシートや土のうなどを用いて、被災したため池や林地等の斜面保護対策を実施した。一方、決壊した真備町妹大武地区の鷲峰山池においては機械の搬入が困難な地形であったため、底樋を抜いて排水を行った後は、降雨ごとに地区内住民に早期の避難を呼びかけることで、二次災害の防止に努めた。



水路内土砂撤去作業
(箭田地区:平成 30 年 7 月)



自衛隊による水路内雑物除去作業
(服部地区:平成 30 年 7 月)



ため池排水状況
(庄地区(山地下池):平成 30 年 7 月)



ポンプ車設置状況
(有井地区(有井・金蔵排水機場):平成 30 年 7 月)

3 営農再開に向けた取り組み

7月9日(真備地区は7月10日)から、本庁、児島・玉島・水島支所、真備総合公園体育館で、個別相談(被害状況・支援希望、り災証明・被災証明)の受け付けを開始した。

また、7月25日から8月8日にかけて、本庁、真備地区の避難所(岡田・菌・二万小学校、吉備路クリーンセンター)等において、市及び農林水産省が主催となり、被災農業者への支援制度説明会(計8回、参加者計:約160人)を行うとともに、要望の聞き取り調査を行った。これらを踏まえ、倉敷市の農業支援策の方針(本誌185ページ)を8月8日に公表した。

なお、平成30年7月豪雨災害が政府の指定する激甚災害及び特定非常災害となったこと、また、初回(7月25日)の説明会での、農業者からの営農再開に向けた強い意志と要望があったこと等から、国と調整した結果、特に被害が大きかった農業機械やハウス等に係る経費を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」については、通常国の補助率1/3のところ1/2へのかさ上げが認められ、併せて本市及び岡山県もそれぞれ1/5ずつの補助を行うこととしたため、農業者負担1割での事業実施が可能となった。

また、被災した水田において雑草が繁茂したため、害虫の発生による周辺の衛生環境の悪化やほ場内への雑草種子の落下に伴う翌年の水稲作への悪影響が懸念されたため、被災農地の雑草防除も実施した。

具体的には、以下の支援策等を実施することにより、被災翌年度の真備地区では、浸水した水田のおよそ9割で作付され、また、ぶどうにおいては被災した全てのほ場で営農が再開された。

(1)被災農業者向け経営体育成支援事業

平成30年7月豪雨で被災した農業者が早期に営農を再開できるよう、被害を受けた農業生産・加工に必要な施設の再建・修繕等や農業用機械の再取得・修繕に要する経費の一部を補助した。

①支援事業

月日	事項	開催場所	参加人数
8月30日	支援事業に関する説明会	真備公民館、船穂支所	約300人
9月1日～ 9月14日	要望調査(第1回)	本庁、児島・水島・玉島・真備支所	370人
10月9日～ 10月19日	要望調査(第2回)	本庁、児島・水島・玉島・真備支所	334人
12月3日～ 12月14日	要望調査(第3回)	本庁	65人

平成30年度は早期に再取得・修繕が可能な農業用機械の支援を優先的に行い、要望したものの資材調達困難等の理由から、やむを得ず年度内に復旧の見込みがたななかった農業生産・加工に必要な施設等については令和元年度も引き続き支援を行った。

②実績（件数）：837件

農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等） 3,915台

農業用施設（農業用ハウス、農業用倉庫等） 201棟

③補助率：国1/2・県1/5・市1/5

(2)真備地区営農継続支援事業

収穫機や乾燥機などが水没し、農作業が一時的に出来なくなった真備地区の農業者が、今後の農業経営を継続していくため、刈り取りや乾燥調製等の農作業を、作業可能な他の農業者へ作業を委託した際の費用の一部を支援した。

事業完了後、申請のあったすべての農地で、平成30年度中に営農を再開することができた。

①申請受付期間

刈取・乾燥調製・刈倒：10月1日～10月26日

荒起し：12月14日～平成31年2月28日

田植え：平成31年4月18日～令和元年8月16日

②実績（件数）：112件

③補助率：国（又は市）1/2

(3)真備地区被災農地土壌診断事業

真備地区の農地の一部では土砂の流入や、河川の氾濫による肥料や表土の流出が発生した。営農を再開させるためには、被災後の農地の土壌診断を行い、適切な施肥の管理を行うことが必要な状況となったことから、土壌診断を希望する農業者を募り、無料で診断を実施した。

この診断結果を活用し、被災後の農地に適切な施肥管理を行うことで、営農再開を目指す農地に必要な栽培環境を実現することができた。

①申請受付期間：10月1日～26日

12月14日～平成31年3月29日

②実績（件数）：83件

③補助率：国1/2・市1/2、又は市1/1

(4)農地災害復旧事業

平成30年7月豪雨により、38.3haの農地が被災した。

①真備地区の小田川等の決壊による水田の土砂堆積・表土流出（36.9ha）

真備地区の浸水区域内の水田36.9haは、土砂堆積や表土流出の被災を受け、平成31年春からの作付け再開を目標として、農地に流入した土砂（堆積深5cm以上）等の撤去35.5ha、表土の補充16.3ha、畦畔の復旧等の工事を10月に着手し、令和元年5月には約9割の農地復旧が完了し、令和2年5月には36.9ha全ての農地復旧を完了させることができた。

ア 実績：36.9 ha

イ 補助率：補助対象の経費 国 95.5%、市 4.5%*

補助対象外の経費 市 100%

*：農地災害復旧事業は市が事業実施主体となって実施するものであり、総事業費の10%以下の国の補助残分は、農家自身が負担することが原則であるが、今回の激甚災害の状況において、真備地区内の水田については、河川堤防の決壊により土砂が流入したものであり、何ら農家の責に帰すべき点がないことから、倉敷市が国の補助残分を全額負担することとした。

②市内全域の樹園地等の法面崩落等（1.4 ha）

真備地区の浸水区域外の樹園地等 1.4 haにおいては、市内の山沿いを中心に、農地の法面等の崩落等の被害となった。

崩落した法面の復旧、農地に流入した土砂の撤去等の工事を平成31年3月に着手し、令和2年8月には1.4 ha全ての農地復旧を完了させることができた。

ア 実績：1.4 ha

イ 補助率：補助対象の経費 国 95.5%、市及び受益者 4.5%

補助対象外の経費 総事業費に対して最大 10%（補助対象の経費 4.5%分を含む）が受益者 市は残額全て

(5)農業用施設災害復旧事業

平成30年7月豪雨により、多くの農業用施設が被災し、そのうち、次表に示す農業用施設41地区（うち県営7地区）を国補助の農業用施設災害復旧事業により、復旧を行った。

工種	被災状況	地区数	うち真備地区
水路	土砂堆積・損壊	8	7
揚排水機	機器水没	22	21(うち県営7)
水門・除塵機	機器水没	2	2
ため池	土砂堆積	6	—
農道	損壊	3	2

小田川等の決壊により被災した、真備地区の浸水区域内の農業用排水機場や主要排水路については、国に応急復旧や早期工事着手の手続きを行い、被災後の排水能力の早期復旧に努め、令和元年6月には応急復旧（一部、本復旧）を完了させることができた。

市が実施した34地区は令和2年3月、県が実施した7地区は令和2年6月に、全ての本復旧工事を完了させることができた。

①実績：41地区（うち県営7地区）

②補助率：補助対象の経費 国 99.1%、市 0.9%

補助対象外の経費 市 100%

※県営事業は、市負担分を県が負担

4 被災翌年（平成31年）の取り組み

これまで述べたとおり、被災翌年の平成31年（令和元年）には真備地区で浸水した水田のおよそ9割で水稻の作付が行われ、収穫を行うことができた。農業が基幹産業である真備地区における営農再開は、復興の大きな象徴でもある。そのことを子どもたちに体験してもらうため、真備地区内の全6小学校（岡田、川辺、呉妹、菌、二万、箭田）において地域の方々の協力をいただき、「田植え体験（6月）」、「稲刈り体験（10月）」を実施し、各小学校5年生およそ200人が参加した。

結果、良好なお米の出来栄であったため、豪雨災害後に真備地区を訪問していただいた上皇・上皇后両陛下への御礼として献上したい旨を宮内庁に打診したところ、快諾を得、12月3日に市長・代表校長・住民代表が上京し、宮内庁を通じて両陛下に献上した。両陛下は早速翌朝の朝食に召し上がられ「大変おいしかった。真備の皆さんが力を合わせて復興に向かっていくことに心を打たれている。さらなる復興を願っています。」とのお言葉を賜わった。

なお、献上に際しては、お米は市特産の「倉敷帆布」の袋に入れ、子どもたちが描いた農作業風景の絵とともに真備地区特産の「竹集成材」で作成した箱に入れ、同様に市特産の「組みひも」で結わえて献上した。



田植えの様子
（箭田・二万小学校、令和元年6月25日）



稲刈りの様子
（川辺小学校、令和元年10月17日）



献上米

平成30年7月豪雨災害における農業支援策について(平成30年8月8日時点)

○基本方針

平成30年7月豪雨による甚大な農業被害により、農地及び農産物の生産に必要な施設・機械が損壊し、安定的な農業経営の維持に大きな支障をきたす事態となっている。このため、被災した農業者が早期に営農再開が出来るよう、倒壊した農業用ハウスの復旧、農業機械の修理・再取得、次期作に向けた種子や苗木、資材等の費用、さらには被災農地の土壌診断などの総合的な支援を行う。

被災農業者向け 経営体育成支援事業

○事業内容

- ①農業生産に必要な施設の再建・修繕や農業機械の再取得・修繕に係る費用を補助する。
※規模拡大のために新機具を大規模化する場合、国庫の対象とならない既存機具との差額分について、市が1/2を補助する。

補助率 9/10 (国1/2, 県1/5, 市1/5)

- ②災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去、倒壊した農作物の生産に必要な施設の撤去等の費用を補助する。

補助率 全額負担 (国1/2, 県1/5, 市3/10)

○支援対象者

被災農業者、被災農業者が組織する団体

○留意点

※各支援事業には、採択要件があります。
 ※支援事業の内容は予定で、変更する場合があります。また、国等の追加支援事業等については随時追加します。

平成30年度梅雨期 豪雨対応産地緊急支援事業

○事業内容

- ①次期作に必要な種苗や資材等の購入費の一部を補助する。*被災した栽培対象作物に限る

補助率 9/10以内 (国1/2, 市2/5以内*)

- ②規模拡大等に必要となる生産資材の購入、農業機械のリース導入費用の一部を補助する。

補助率 9/10以内 (国1/2, 市2/5以内*)

- ③土づくりのための堆肥等の追加的な投入にかかる費用の一部を補助する。

補助額 10,000円/10a (全額国庫負担)

- ④生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤、又は肥料の購入に必要な掛かり増し経費の一部を補助する。

補助額 9/10以内 (国1/2, 市2/5以内*)

○支援対象者

被災農業者、被災農業者が組織する団体

*県などによる追加補助がある場合は、自己負担が割となるよう、市が補助する。

果樹農業好循環 形成総合対策事業

○事業内容

- 果樹産地において、倒木や枝折れ等による被害を受けた果樹の改植、未収益期間に必要な経費について、一部を補助する。

補助率 定額(全額国庫負担)

- ①改植費用:170千円/10a
 ②未収益期間に対する助成:220千円/10a
※未収益期間4年×99千円を一括補助

○支援対象者:被災した果樹栽培農家

倉敷市単独支援事業

1. 真備地区土壌診断事業(市全額負担)
 次期営農再開に向けた土壌診断を実施する。

支援対象者:被災農地所有者(診断希望者)

2. 営農継続支援事業

- 被災農業者が今秋の刈り取りや乾燥調整等を委託する場合には、作業委託料の1/2を市が補助する。
 被災農業者を監理農業公社で雇用し、真備地区での作業受託事業を実施する。

12 被災中小企業への支援

被災事業者の早期再開と事業継続を図るため、国・県とともに様々な助成や支援を行った。

国や県の主な支援策として、「被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金)」と、「岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)」等があり、さらに市の独自の支援策として、緊急融資や事業継続奨励金、真備地区創業支援補助金制度の創設及び復興商店街の整備を行った。

加えて、国・県・市・独立行政法人中小企業基盤整備機構・真備船穂商工会・金融機関による真備地区商工関係復興連絡会議により、商工業者の復興状況や支援施策についての情報共有を図るとともに今後の復興に向けた意見交換を行ってきた。

1 発災後の対応

7月9日から、本庁商工課、児島・玉島・水島支所の産業課で事業者に対するり災証明受け付けを開始(真備支所産業課は7月12日から真備総合公園体育館で開始)するとともに、国・県・県商工会議所連合会・県商工会連合会・県中小企業団体中央会・県産業振興財団と倉敷市・真備船穂商工会の合同チームで、7月18日から8月9日まで、甚大な被害を受けた製造業や運送業などの中小企業者67者を訪問し、被害状況や支援ニーズ等について聞き取り調査を行った。

8月3日には倉敷市船穂支所2階大会議室にて、「平成30年7月豪雨による被災事業者への支援に関する説明会」を開催し、経済産業省、厚生労働省、県、市の支援策等について説明、124人が出席した。終了後、社会保険労務士、岡山労働局、中小企業庁による個別相談会を開催した。また、市では8月16日から8月31日まで、被災事業者向けワンストップ相談窓口を真備総合公園体育館に設置し、被災事業者支援機関(金融機関、倉敷中央職業安定所、中小企業診断士、社会保険労務士等)により、補助金や融資、雇用調整助成金、再就職等の相談に対応した。



平成30年7月豪雨による被災事業者への支援に関する説明会
(平成30年8月3日開催)

2 被災事業者への市独自の支援

(国・県の支援策等については本誌189～190ページを参照)

(1) 豪雨により被災した市内中小企業向け緊急融資制度創設

経営の安定に支障を生じている市内中小企業者の当面の資金繰りを支援するため、事業用資産に被害を受け、かつ、セーフティネット保証4号認定(※)を受けた市内中小企業者に対し、既存の倉敷市中小企業向け融資制度とは別に被災事業者向け緊急融資枠を新設することとし、8月13日から受け付けを開始した。

- ①融資内容 小規模企業者 2,500万円、中小企業者 5,000万円
年0.2% (責任共有制度対象の場合は年0.35%)
資金種別、融資額に関わらず市が保証料を全額補助

②融資実績 202件 32億1,423万円（令和2年8月末現在）

③受付期間 8月13日から令和2年11月10日まで

※セーフティネット保証4号認定

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度で市が認定を行う。

(2)被災事業者事業継続奨励金制度創設

被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）又はグループ補助金の交付決定を受けており、被災後も倉敷市内に店舗、事務所、工場その他の事業所又は事業用の貸付施設・設備等を有し、事業を継続している又は継続予定である中小企業者を対象に、被災事業者事業継続奨励金制度を創設し、10月9日から受け付けを開始した。

①交付金額 1事業者につき10万円（交付は1回限り）

②交付実績 358件（令和2年8月末現在）

(3)復興商店街（倉敷市被災事業者向け仮設施設）の整備

平成30年7月豪雨により、事業場・周辺インフラが損壊し、現在、事業を再開しておらず、本復旧に相当期間（1年以上）着手できない状況にある被災中小企業者に対し、市が施設を設置・管理する仮設施設を、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備支援事業を活用して整備し、5事業者が入居した。

また平成31年4月21日には、復興商店街開店記念式典を開催した。

①設置場所 マービーふれあいセンター駐車場（倉敷市真備町箭田40-1）

②施設完成日 平成31年3月1日（着工：平成31年2月3日）

③設置期間 平成31年3月1日から令和3年2月28日まで

④建物 263.96㎡（ユニット工法による平屋建て）

1号室から4号室まで50.27㎡、5号室37.7㎡



復興商店街



復興商店街開店記念式典
（平成31年4月21日）

(4)倉敷市真備地区創業支援補助金制度創設

真備地区で創業する事業者に対して、創業に必要とする経費の一部を補助する倉敷市真備地区創業支援補助金を創設し、平成31年4月1日から受け付けを開始した。

①補助率 3/4、限度額50万円

②補助実績 12件（令和2年8月末現在）

3 真備地区就職支援イベント

平成30年7月豪雨で、失職又は勤務形態の変更を迫られるなど、豪雨災害の影響により、就労状況が悪化した被災者に対し、真備地区で求人している企業を集め就職マッチングイベントを開催することで、被災者の安定した生活基盤の確保に寄与した。

(1)お仕事紹介フェア

当日は30歳代から70歳代まで幅広い年齢層が足を運び、企業の説明に耳を傾けていた。参加企業からは「人材採用が難しい状況の中、企業を紹介できるこのような機会を今後も続けてほしい」との声が寄せられた。

①開催日：平成31年2月22日

②会場：真備保健福祉会館3階
大会議室

③参加企業：18社（医療・福祉・小売・建設・製造等）

参加者数：40人



お仕事紹介フェア

(2)真備地区復興就職フェア

真備地区以外の仮設住宅等から参加した求職者は23人。求職者からは、「やっぱり真備で働きたい」という声が多く聞かれた。また参加事業所からは、「こういった機会を提供いただけたいのありがたい」という意見が寄せられた。

①開催日：令和元年11月22日

②会場：真備支所1階101会議室

③参加企業：19社（医療・福祉・小売・建設・製造等）

参加者数：46人



真備地区復興就職フェア

13 被災者・被災企業への制度的支援

平成30年7月豪雨災害の被災者・被災企業への主な支援（本編に掲載しているものは除く）。※担当課は災害時の機関・所属、実績等は令和2年8月末現在

1 り災証明

支援制度	担当課	概要	実績
り災証明・被災証明（個人）	福祉援護課	被災した住家の損害の程度を証明するもの。被災証明書は住家に付随する動産や車両などが被災したことを証明するもの	6,277件
朝日アルミ産業岡山工場での爆発に伴うり災証明について	警防課	7月6日に総社市下原で発生した朝日アルミ産業岡山工場での爆発により、ガラスが割れるなどの損害の有無を証明するもの	216件

り災証明（事業者）	商工課	浸水等により店舗・事務所・工場等の事業用資産が被災したことを証明するもの	1,659 件
り災証明・被災証明（農業用施設・農機具等）	農林水産課	農業用施設や農機具等が被災したことを証明するもの	571 件

2 経済的支援

支援制度	担当課	概要	実績
被災者生活再建支援金	福祉援護課	住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの	9,523 件
倉敷市災害義援金の配分	福祉援護課	平成 30 年 7 月豪雨による市災害義援金の配分を行うもの	5,857 件
倉敷市災害見舞金の支給	福祉援護課	損害に応じ災害見舞金を支給するもの。被害の甚大さを鑑み、規則改正により 3 倍の額を支給した	5,817 件
災害援護資金貸付制度	福祉援護課	世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、生活立て直しのため、家財の買い替え、住居の修理等を行う場合に資金の貸し付けを行うもの	98 件
災害特別融資利子補給金	福祉援護課	被害の復旧に必要な融資を金融機関から受けた場合に、その金利負担の軽減を図るため、当該融資の利子補給金を交付するもの	171 件
災害弔慰金	福祉援護課	亡くなった方の遺族に対して支給されるもの	65 件
緊急援護資金の貸付	福祉援護課	り災した世帯に、2 万円を限度に資金を貸し付けるもの	7 件
生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付	倉敷市社会福祉協議会	当座の生活費を必要とする世帯に、原則、1 世帯 1 回限り 10 万円の貸し付けを行うもの。条件により 20 万円まで貸付可能	17 件

3 事業者・農業関係者向け支援制度

支援制度	担当課	概要	実績
被災事業者の方向けワンストップ相談窓口	商工課	被災された事業者の方を対象としたワンストップ相談窓口を、関係機関の協力を得て設置するもの。	25 件
信用保証制度	商工課	自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、市による認定を受けた企業に対し、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行うもの	セーフティネット保証 4号認定件数 397 件
豪雨により被災した市内中小企業向け緊急融資制度	商工課	被災し、経営の安定に支障を生じている市内中小企業の支援のため、既存の倉敷市中小企業向け融資制度とは別に融資枠を新設するもの。既存の融資制度より融資利率を引き下げ、資金種別、融資額に関わらず、信用保証料を全額補助するもの	202 件

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）	商工課	中小企業者等がグループを形成し、産業活力の復活、被災地域の振興などを目的とする「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援するもの	復興事業計画 認定数 12グループ 331者
被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）	商工課	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援するもの	432件
被災事業者事業継続奨励金	商工課	岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）を活用し、被災後も、市内での事業継続に取り組む事業者を支援する奨励金を交付するもの	358件
真備地区創業支援補助金	商工課	甚大な被害を受けた真備地区における創業者に対して、創業に必要とする経費の一部（4分の3）を市が補助するもの	12件
倉敷市真備地区仮施設整備事業（復興商店街）	商工課	災害により事業場が損壊し本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業・小規模事業者に対し、マービーふれあいセンター駐車場に5店舗の仮設店舗を令和3年2月まで2年間設置するもの	5店舗
真備地区就職支援イベント	労働政策課	災害により失職又は勤務形態の変更を迫られるなど、豪雨災害以前より就労状況が悪化した被災者に対し、真備地区で求人を出している企業を集め就職マッチングイベントを実施することで、被災者の安定した生活基盤の確保に寄与するもの	参加企業 37社 参加者 86人
被災農業者向け経営体育成支援事業	農林水産課	災害により、農業用施設等（ハウス・倉庫・農業機械等）が被害を受けた農業者に対し、その再建築・再取得・修繕等に必要経費の一部を補助するもの	837件
真備地区営農継続支援事業	農林水産課	浸水し、農作業が一時的に出来なくなった農業者の方が、各種作業を他の農業者へ委託する場合に、作業委託料の一部を補助するもの	112件
真備地区被災農地土壌診断事業	農林水産課	災害により、土砂の流入や肥料の流失（表土の流出）が生じた真備地区の被災地において、営農再開に向けた施肥管理のための土壌診断を無料で行うもの	83件
農地災害復旧事業	耕地水路課	災害により土砂流入や斜面崩壊等の被害（1か所40万円以上）を受け、耕作に支障が出た農地（田・畑など）に対し、申請者の一定の負担（0～10%）のもと、市が原形に復旧する工事を行うもの	38.3ha

4 住宅支援

支援制度	担当課	概要	実績
借上型仮設住宅の提供	住宅課	住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借り上げ、原則2年間、提供するもの	延べ契約 3,094件 延べ入居 8,324人
被災者の方向け市営住宅等の提供	住宅課	公開抽選により、被災者の方向け市営住宅等の入居募集を行い、提供するもの	延べ入居 26件 59人
建設型仮設住宅の提供	住宅課	公開抽選により、建設型応急仮設住宅の入居募集を行い、原則2年間、提供するもの	延べ入居 291件 685人
被災住宅の応急修理制度	建築指導課	被災した住家の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を実施する制度	申込 1,049件
住宅災害復旧等資金利子補給金	事業推進課	被害を受けた現に居住している住宅及びその敷地の補修・復旧・修繕など、又は被災住宅に代わる住宅を市内に建築・購入のために、金融機関から資金融資を受けた場合に、融資金額に対する年4%以内の利子を補給する制度	453件
被災高齢者向け住宅再建支援事業	住宅課	高齢者の自宅再建（補修、建設、購入）について、市が金融機関に対し補助金を交付することで、金融機関が低利のリバースモーゲージ型融資を被災高齢者に提供するため、新たに創設した制度	113件

5 復旧支援

支援制度	担当課	概要	実績
災害廃棄物の回収	一般廃棄物対策課	家屋等から出る災害ごみを仮置場で回収（持ち込み）し、仮置場への持ち込みが困難な方については戸別回収を実施するもの	戸別回収 816件
被災した家屋の解体について（公費解体）	災害廃棄物対策室	損壊（半壊以上）した被災建築物及び被災工作物等について、当該建築物の所有者の申請に応じ、市が災害廃棄物として解体、撤去を実施するもの (令和元年12月27日まで)	1,394件
被災した家屋の解体費用の償還について	災害廃棄物対策室	損壊（半壊以上）した被災建築物及び被災工作物等について、自ら撤去等を実施した方へ費用を償還するもの (平成31年3月29日まで)	1,209件
土のう袋の配布	防災危機管理室	公民館等において土のう袋の配布を実施するもの	配布数 約200万袋
被災家屋等に流入した土砂混じりがれきの撤去	災害廃棄物対策室	宅地内に流入し堆積した土砂混じりがれき（土砂や瓦などが混然となったもの）を、所有者の依頼に基づき、市が撤去するもの（撤去にあたり重機等が必要なもの）	5件

真備地区の家屋消毒	環境衛生課	まび復興支援ボランティアセンターを窓口として、災害協定に基づき岡山県ペストコントロール協会が浸水家屋の消毒を行うもの。また、真備支所にて噴霧器(消毒剤付)の貸出を同時に行うもの	家屋消毒 2,018件 噴霧器の貸出 1,833件
地域集会所設置費補助金(平成30年7月豪雨災害に係る特例)	市民活動推進課	地域コミュニティの復興を支援するため、被災した地域集会所の復興費の一部(6分の5)を助成するもの	13件

6 子育て支援・学校園

支援制度	担当課	概要	実績
おやこ健康手帳(母子健康手帳)等の再発行	健康づくり課	おやこ健康手帳(母子健康手帳)や妊婦・乳児健康診査受診票を紛失や汚損している方について、再発行を受け付けるもの	662件
産後ケア事業の利用料公費負担の増額	健康づくり課	産婦が、産後ケア事業を利用する場合、利用料の公費負担の上限を増額するもの	3人 延べ4件
保育園等利用児童の保育料減免	保育・幼稚園課	利用児童の平成30年度7~3月分の保育料を減免するもの	514人
保育園等における緊急的一時預かりの実施	保育・幼稚園課	家屋の片付け等で一時的に家庭保育ができない方を対象に「緊急的な一時預かり」を実施するもの	延べ708人
児童クラブ入所児童の保育料減免	子育て支援課	被災した入所児童の平成30年度7~3月分保育料を減免するもの	180人
園児への園用品等の提供	保育・幼稚園課	まきびの里保育園の園児に対し園生活に必要な用品等を提供するもの	70人
被災した児童クラブなどの児童の受け入れに対する委託料加算	子育て支援課	被災や避難所となったため閉所したクラブの児童の受け入れを行った他の児童クラブに運営委託料の加算を行うもの	150人
子育て支援短期利用事業の利用料減免	子ども相談センター	保護者が子育て支援短期利用事業(ショートステイ)を利用する際の利用料を減免するもの(平成31年3月末まで)	利用者 2人 利用日数 10日
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還期間の延長	子育て支援課	償還が困難な場合に償還期間を延長するもの(令和元年7月末まで)	2人

7 医療・福祉

支援制度	担当課	概要	実績
医療機関・介護事業所等の受診の特例	国民健康保険課、介護保険課ほか	保険証がない場合でも、12月末まで医療機関・介護事業所等の受診を可能とするもの	随時

介護保険要介護(要支援)認定有効期間についての特例	介護保険課	被災により、更新期間中に申請をすることができない場合について、認定の有効期間を11月30日まで延長することを可能とするもの	38人
医療機関・介護事業所等での一部負担金の免除	国民健康保険課 介護保険課 ほか	市の国民健康保険・介護保険及び県後期高齢者医療制度に加入しており、一定以上の被災をされた方を対象として、医療機関・介護事業所等での自己負担を免除する制度。 (※)国による特別な財政支援(全額国費)が1年間で終了した後、国や県による特別な財政支援がない中、市独自に免除期間をさらに1年間延長し、通算で2年間の免除を実施した(交付要件を満たすものについては、国から市への補助有り) (令和2年6月末まで)	国民健康保険一部負担金免除証明書発行数 3,249人 介護保険利用者負担額減額・免除認定証発行数 1,250人
医療機関・介護事業所等で支払われた一部負担金の還付	国民健康保険課 介護保険課 ほか	同上の対象者が、発災以降に医療機関・介護事業所等を受診した際に支払った自己負担分を還付するもの (※) 同じ (令和2年6月末まで)	
保険料の減免	国民健康保険課 医療給付課 介護保険課 市民課	○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免 (令和元年6月末まで) ○国民年金保険料の免除 住家、家財、その他財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の被害を受けた方について、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除となるもの (令和2年6月末まで)	国民健康保険料の減免延べ 4,384世帯 後期高齢者医療保険料の減免延べ 4,541人 介護保険料の減免延べ 9,381人 国民年金保険料の免除 220件
介護保険 特定福祉用具の再購入費用の支給	介護保険課	以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が、被災により破損・流出等により使用できなくなった場合に、再購入費用を支給するもの	72件
障がい者支援の利用に関する特例	障がい福祉課	被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅に残したまま避難し、提出できない場合でも、サービスの利用を可能とするもの	随時
介護給付費、訓練等給付費の給付	障がい福祉課	ホームヘルパーが障がい者(児)を自宅において介護したり、就労を希望する障がい者に就労に必要な訓練や働く場を提供したりすることに対して給付するもの	延べ79人

障害児通所給付費の給付	障がい福祉課	障がい児の日常生活における基本的動作の指導や生活能力向上のための訓練など、療育・機能訓練を実施することに対して給付するもの	延べ 581 人
補装具費の給付	障がい福祉課	体の失われた部分や、障がいのある部分を補って日常生活を容易にするために必要な用具の購入費及び修理費（例：義足、車椅子）を給付するもの	延べ 6 人
更生医療費の給付	障がい福祉課	身体障がい者の障がいを除去又は軽減して職業能力を増進し、かつ、日常生活を容易にすることを目的とする医療費（例：人工透析）を給付するもの	延べ 3 人
日中一時支援事業	障がい福祉課	障がい者（児）を日常的に介護している介護者の就労支援や一時的な休息を目的として、日中における障がい者（児）の一時的な預かり事業	延べ 269 人
日常生活支援用具の給付	障がい福祉課	心身に障がいがある人の日常生活の便宜を図るために行う、必要な用具を給付するもの（例：介護用ベッド）	延べ 117 人

8 行政機関の税・料等の減免・特例措置

支援制度	担当課	概要	実績
市税の減免、特例措置	税制課 市民税課 資産税課	<p>被災者等が、市に対して納める税のうち、担当課の定める所定の要件に該当し、所定の様式で申請が行われたもの</p> <p>○市税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害減免 個人市民税（平成 30 年度適用） 固定資産税・都市計画税 （平成 30 年度適用） ・事業所税（平成 30～令和 2 年度適用） ・公費解体対象家屋減免 公費解体が決定した家屋について、減免申請書が提出された当該年度を免除するもの（申請時期（令和 2 年 1 月 2 日～3 月 31 日）によっては、申請の翌年度も免除する。） 固定資産税・都市計画税 （令和元、2 年度適用） <p>○固定資産税・都市計画税の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災住宅用地に対する特例、被災代替家屋に係る特例、被災代替償却資産に係る特例を適用するもの 被災住宅用地：令和元、令和 2 年度の最大 2 年度分適用 被災代替家屋：令和 5 年 3 月 31 日までの取得家屋に適用 被災代替償却資産：令和 5 年 3 月 31 日までに取得又は改良した償却資産に適用 	<p>市税の減免 ・災害減免 個人市民税 延べ 6,597 人</p> <p>固定資産税・ 都市計画税 延べ 5,266 人</p> <p>事業所税 延べ 38 者</p> <p>・公費解体対象家屋減免 固定資産税・ 都市計画税 延べ 1,382 人</p> <p>固定資産税・ 都市計画税の 特例措置 延べ 2,870 人</p>

証明書交付手数料免除	市民課 税制課	○証明書交付手数料免除 住民票の写し等の証明書の発行手数料 ○税証明交付手数料免除 税証明書等の発行手数料	各種証明書交付手数料免除 66,595 件 税証明交付手数料免除 17,210 件
一般旅券発券手数料の一部免除	市民課	有効な一般旅券を紛失又は損傷等した被災者の方に対し、新たに旅券を取得するための手数料の一部を減免するもの (平成 30 年度末まで)	120 件
年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長	市民課	被災された方のうち、一部の年金受給者を対象として現況届、生計維持確認届、障害状態確認届及び所得状況届の提出期限を延長するもの (対象：6～10 月更新者)	随時
申告、納付等の期限の延長	税制課 市民税課 資産税課 納税課	真備地区全域の方に対して、7 月 6 日以降に到来する市税の申告・納付等の期限を 12 月 25 日まで延長するもの。ただし、個人市県民税 (普通徴収) の納付期限については、平成 31 年 1 月 31 日まで延長するもの	随時
納税相談	納税課	災害により甚大な被害を受けて納税等に支障を生じた方について、徴収猶予や分割納付等の相談を受け付けるもの	随時
水道料金・下水道使用料等の減免	水道営業課 下水普及課	被災された方に対し、水道料金、下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料を減免するもの	水道 16,607 件 下水・農集 8,961 件
下水道の使用中止 (使用した水道水が下水道に流れない場合)	下水普及課	被災した建物で使った水道水について、特定の場合において下水道使用料を不要とするもの	283 件
理容所、美容所、薬局、飲食店、動物取扱業等を営業されている方向けの手数料等の減免	生活衛生課	各種証明手数料、許可証等の再交付、申請手数料等の一部について、減免対象とするもの	73 件
屋外広告物許可申請手数料の免除	都市景観室	屋外広告物許可申請に係る手数料を免除するもの	32 件
開発行為許可等申請手数料の免除	開発指導課	開発行為許可申請等に係る手数料、宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除するもの	開発行為 109 件 宅地造成 0 件

消防関係手数料の減免	予防課 危険物保安課	防火管理資格証明や消防設備士免状、危険物関係の申請手数料を減免するもの	防火管理資格証明 2件 危険物申請手数料 15件 危険物免状 16件 設備士免状 2件
図書館に関する特例	中央図書館	破損喪失した資料の弁償を免除するもの	3,469冊
市立高等学校授業料減免	教育企画総務課	災害等による経済的な理由によって授業料の納付が困難な生徒を対象に、授業料を減免するもの（平成30年度6～3月分）	1件
市立大学授業料減免	市立短期大学	被災された平成30年度の受験生が納付する入学検定料及び入学料を減免するもの。また、災害等により授業料の納付が困難な学生の授業料を減免するもの（平成30年度後期分授業料）	入学検定料及び入学料 2人 授業料 3人
建築確認申請等手数料の免除	建築指導課	建築確認申請等に係る手数料、台帳記載事項証明書等に係る手数料を免除するもの	239件

9 相談

支援制度	担当課	概要	実績
ペットに関する相談	生活衛生課	被災者が飼っている犬の鑑札・注射済票の再交付について、手数料を全額免除とするほか、一時預かり等のペットに関する相談を受け付けるもの	鑑札再交付 33件 済票再交付 19件 相談随時
多言語での情報提供や相談	国際課	多言語での情報提供や相談が必要な方の連絡窓口を設けるもの	情報提供 7回 相談 2件（5回）
建築士による建築相談	建築指導課	水害被災住宅の修理や再建について、専門家である建築士が、技術的な面から相談を受け付けるもの	247件

14 追悼式

市では、未曾有の災害によりお亡くなりになられた方々を追悼するとともに、今後の復興への誓いを新たにするため、「平成30年7月豪雨災害 倉敷市追悼式」を、真備支所で挙行了。

1 令和元年 「平成30年7月豪雨災害 倉敷市追悼式」

災害から1年となる令和元年7月6日に真備支所中庭及び駐車場に仮設テントを設置して「平成30年7月豪雨災害 倉敷市追悼式」を行った。式典には、ご遺族の皆様、住民代表の皆様、国・県・市の関係者など約350人が参列。開式後、お亡くなりになられた方々のお名前が読み上げられ、全員で黙とうをささげた。

伊東市長が式辞を述べた後、ご遺族代表として齋藤謙介さん、住民代表として真備地区まちづくり推進協議会連絡会会長の神崎均さんがそれぞれの言葉を述べられ、市議会を代表して齋藤武次郎市議会議長が、国を代表して中根一幸内閣府副大臣が、国会議員を代表して加藤勝信厚生労働大臣が、県を代表して伊原木隆

太県知事が、県議会を代表して高橋戒隆県議会議員が、それぞれ追悼の言葉を述べた。参列者は、くらしき作陽大学音楽学部の学生による献奏のなか、一人ひとりが献花台に白菊を手向け、手を合わせた。

追悼式に引き続き、災害の記憶を後世に伝え、復興への誓いを新たにし、災害に強いまちづくりへの思いを皆様と共有するため、真備支所玄関前に建立した石碑「平成30年7月豪雨災害の碑」の除幕を行った。式典後、500人を超える市民の皆様が会場を訪れ、献花を行った。



平成三十年七月豪雨災害追悼之標



黙とうをささげる参列者の皆様



市長式辞



ご遺族代表挨拶

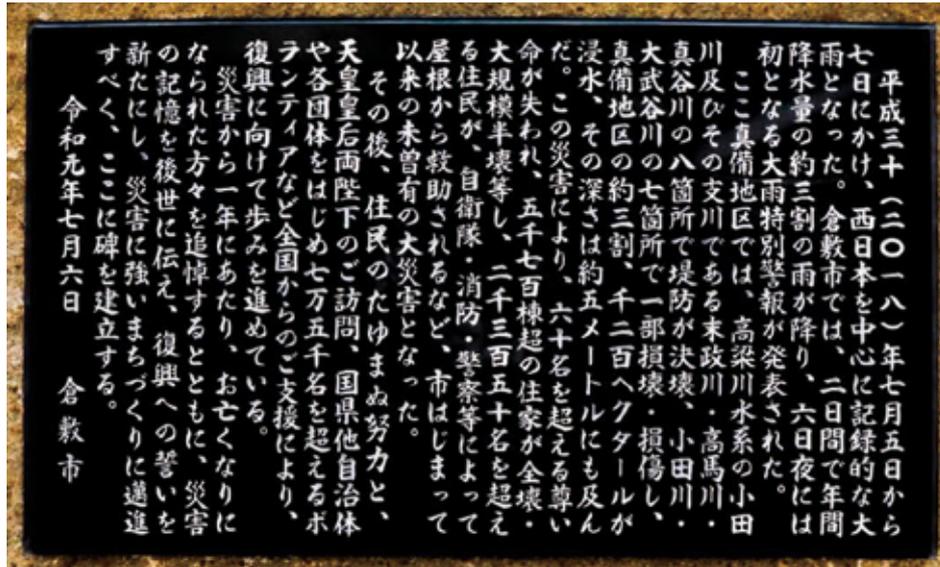


住民代表挨拶



平成30年7月豪雨災害の碑

[「平成30年7月豪雨災害の碑」全文]



2 令和2年 「平成30年7月豪雨災害 倉敷市追悼式」

災害から2年となる令和2年7月6日に、ご遺族の皆様や住民代表、国・県・市の関係者などによる「平成30年7月豪雨災害 倉敷市追悼式」を真備支所101会議室で行った。新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小して行い、ご遺族や住民代表など51人が参列した。



黙とうをささげる参列者の皆様



ご遺族代表挨拶

開式後、お亡くなりになられた方々のお名前が読み上げられ、全員で黙とうをささげた。伊東市長が式辞を述べた後、ご遺族代表として須増藍加さん、住民代表として真備地区まちづくり推進協議会連絡会会長の中尾研一さんがそれぞれの言葉を述べられた。市議会を代表して齋藤武次郎市議会議長が、県を代表して伊原木隆太県知事が、それぞれ追悼の言葉を述べた。



住民代表挨拶



献花する加藤勝信厚生労働大臣

また、追悼式に先立って加藤勝信厚生労働大臣が会場にて、記帳・献花をされた。

式典後、7月6日・7日の2日間に、約500人の市民の皆様が会場を訪れ、追悼の記帳・献花を行った。